

株式等の決済期間の短縮化に関する

検討ワーキング・グループ（第7回）

（書面）

平成 29 年 9 月 19 日

議 案

（審議事項）

1. 「株券等貸借取引に関するガイドライン（案）」について
2. 「株式等におけるフェイルに関する留意事項（案）」について

（報告事項）

3. インフラ機関における株式等の決済期間の短縮化（T + 2 化）に伴う制度要綱（案）について
4. 株式等の決済期間の短縮化（T + 2 化）に向けた検討・対応状況等について

以 上

## 資料目次

資料 1 「株券等貸借取引に関するガイドライン（案）」について

資料 2 「株式等におけるフェイルに関する留意事項（案）」について

別紙 各種時限

資料 3-1 株式等の決済期間の短縮化に伴う売買制度等の見直しについて（案）（東京証券取引所）

資料 3-2 株式等の決済期間の短縮化に伴う取引制度等の見直しについて（案）（大阪取引所）

資料 3-3 株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）に伴う制度改正について（案）（J S C C）

資料 3-4 株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）及び 現物清算システムのリプレースに係るシステム変更概要（案）（J S  
C C）

別紙 T + 2 移行時の貸借取引における申込等について（日本証券金融）

資料 4 株式等の決済期間の短縮化（T + 2 化）に向けた検討・対応状況等（2017 年 9 月更新版）について

以 上

# 株券等貸借取引に関するガイドライン

平成29年〇月〇日版

日本証券業協会

目次

I.	総論	1
1.	目的	1
2.	対象範囲	1
3.	対象株券等	1
II.	約定及び約定照合	2
1.	約定時限等	2
2.	約定及び約定照合	2
(1)	約定照合の必須項目	2
(2)	T + 0 決済となる新規取引の貸借期間	2
(3)	返済対象とする貸借明細の連絡	3
(4)	一部返済時に返済対象とする貸借明細の優先順位付け	3
(5)	レートチェンジ・レンダーチェンジ時の約定照合	3
III.	担保金	3
1.	担保金額の算出方法	3
(1)	貸借明細単位の担保金額の算出	3
(2)	貸借対象株券等の時価	4
2.	担保金額照合及び受払い	4
IV.	貸借料及び担保金金利	5
1.	貸借料の算出方法	5
(1)	貸借明細単位の各日の貸借料の算出方法	5
(2)	貸借料の月次合計金額の算出方法	5
(3)	貸借対象株券等の時価	6
2.	担保金金利の算出方法	6
(1)	各日の担保金金利の算出方法	6
(2)	担保金金利の月次合計金額の算出方法	6
(3)	担保金利率	6
3.	貸借料及び担保金金利の照合	6
4.	貸借料及び担保金金利の受払い	6
V.	コーポレート・アクション発生時の取扱い	7
1.	配当金、収益分配金、分配金	7
(1)	配当金相当額等の算出方法	7
(2)	配当金相当額等の照合	7
(3)	配当金相当額等の支払い	7
2.	貸借取引の明細に異動が生じるコーポレート・アクション	8
(1)	貸借残高	8
(2)	担保金額の算出方法	9
(3)	貸借料の算出方法	10
3.	その他のコーポレート・アクション	10
(1)	議決権及び株主優待	10

(2)	その他 .....	10
VII.	決済の円滑化等 .....	11
(1)	貸株DVP決済の新規利用促進 .....	11
(2)	貸株DVP決済の積極的利用 .....	11
(3)	約定照合・担保金額照合における留意点 .....	11
(4)	残高照合における留意点 .....	11
別紙1	返済取引連絡フォーマット .....	12
別紙2	配当金相当額等照合フォーマット .....	13
別紙3	コーポレート・アクションにおける貸借残高の取扱い .....	14
別紙4	コーポレート・アクションにおける担保金額の算出方法 .....	15
別紙5	コーポレート・アクションにおける貸借料の算出方法 .....	18

## I. 総論

### 1. 目的

我が国の金融・資本市場の競争力を強化するためには、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要である。こうした認識を踏まえ、平成31年の早い時期に株式等の決済期間の短縮化（以下「T+2化」という。）を実施する予定である。

「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」では、T+2化の実施に向けた課題として、株券等貸借取引に係る処理の標準化・迅速化について検討を行ってきた。今般、その検討結果を踏まえ、「株券等貸借取引に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を取りまとめ、市場参加者へ周知することとした。多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることにより、株券等貸借取引が一層円滑に行われることが望まれる。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

### 2. 対象範囲

本ガイドラインは、決済方法（DVP<sup>1</sup>方式、FOP<sup>2</sup>方式）の如何にかかわらず、全ての株券等貸借取引を対象とすることとする。

なお、本ガイドラインの他、株式会社証券保管振替機構（以下「保振」という。）の決済照合システムの利用者については、「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引）」に基づき、また、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の貸株DVP参加者については、「一般振替DVP業務マニュアル（DVP参加者編）」に基づき、事務を行う必要がある。

### 3. 対象株券等

本ガイドラインにおける「株券等」とは、株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）、国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券をいう。）及び投資証券（同法に規定する投資証券をいう。）をいう。

---

<sup>1</sup> Delivery Versus Payment の略で、「証券の引渡し（Delivery）」及び「代金の支払い（Payment）」について相互を条件とし、一方が行われない限り他方も行われない決済方法。

<sup>2</sup> Free Of Payment の略で、「証券の引渡し（Delivery）」及び「代金の支払い（Payment）」を別々に行う決済方法。

## II. 約定及び約定照合

### 1. 約定時限等<sup>3</sup>

市場参加者は、下表に定める時限までに、株券等貸借取引の約定及び照合を完了することが望ましい。

下表において、約定日を「T」と表す。

決済期間	約定時限
T + 2 以上	T の 17 時
T + 1	(※注)
T + 0	T の 13 時

なお、権利確定日に発生したフェイルに伴う追加振替等のための貸借取引を含め、各約定当事者間の合意により約定時限を定めることを妨げるものではない。

(※注)

T + 1 決済取引の約定については、担保金照合完了（貸株DVPにおいては、必要担保金データ、金額調整データの一致、承認まで）の時間を考慮し、約定当事者双方が合意の上で時限を定めることとする。市場参加者はマーケットフェイルを抑制することを目指し、以下の対応により十分な約定時間を確保する。

- ・市場の流動性確保、取引機会の確保の観点から、極力、取引所取引の終了以降も T + 1 決済取引の約定に応じるよう努めるものとする。
- ・約定後に行う約定照合データ送付、必要担保金データ送付、金額調整データ送付の各プロセスについて、各社が正確かつ迅速に行える体制を整えるものとする。

### 2. 約定及び約定照合

市場参加者は、約定が成立した後、新規取引（スタート）及び返済取引（エンド）の個別取引単位で、保振の決済照合システム、電子メール等を使用し、速やかに約定照合を行う。

#### (1) 約定照合の必須項目<sup>4</sup>

- ① 銘柄名（銘柄コード）
- ② 貸借数量
- ③ 貸出者（ファンドNo.）
- ④ 借入者
- ⑤ 決済日（貸借開始の取引決済日・貸借終了の取引決済日）
- ⑥ 貸借期間
- ⑦ 貸借料率

#### (2) T + 0 決済となる新規取引の貸借期間<sup>5</sup>

市場参加者は、フェイルの発生回避（以下「フェイルカバー」という。）を目的とした T + 0 決済の新規取引については、速やかに約定照合を完了させるために、貸借期間を定めず、一律オープン・エンドで約定する。また、当該取引の約定時点において、返済予定日を合意している場合には、速やかに返済取引の約定及び約定照合を行う。ただし、取引当事者間で合意した場合には、T + 0 決済の新規取引についてクローズド・エンドで約定することを妨げるものではない。

なお、フェイルカバーが目的でない取引については、この限りでない。

<sup>3</sup> 「II. 約定及び約定照合 1. 約定時限等」項における日数は全て営業日の日数とする。

<sup>4</sup> 保振の決済照合システムを使用する場合には、保振「決済照合システム 接続仕様書（各種）」に基づき約定照合を行う。

<sup>5</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4. 8と同様の取扱いとする。

- (3) 返済対象とする貸借明細<sup>6</sup>の連絡  
返済取引を約定した場合には、借入者は、貸出者に対し、約定照合データ送付時限までに「返済取引連絡フォーマット（別紙1）」を用いて、返済対象とする貸借明細を連絡する。  
なお、「返済取引連絡フォーマット」の項目は以下のとおりとする。
- ① 相手先コード（※）
  - ② 銘柄名（銘柄コード）
  - ③ 返済数量
  - ④ 受渡日到来済貸借残高<sup>7</sup> 又は 受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高
  - ⑤ 貸借料率
  - ⑥ 返済取引の約定日
  - ⑦ 返済取引の決済日
  - ⑧ 当初取引決済日
  - ⑨ 取引コード<sup>8</sup>（※）
  - ⑩ ファンドNo.（※）
  - ⑪ 送付元コード（※）
- （※）取引当事者間で送付データを定義する任意項目とする。
- (4) 一部返済時に返済対象とする貸借明細の優先順位付け  
複数の貸借明細が存在する銘柄（同一銘柄で異なる条件での取引がある銘柄）の返済取引については、以下①②の順序で返済を行うものとする。
- ① 貸借料率（レート）がより高い貸借明細
  - ② （①が同順位の場合）貸借開始の取引決済日がより古い貸借明細
- ただし、一方の取引当事者が、約定時に返済対象の貸借明細を指定した場合にはこの限りでない。
- (5) レートチェンジ・レンダーチェンジ時の約定照合<sup>9</sup>  
同時に発生した既存貸借残高の返済取引及び新規取引の振替を、レートチェンジ（貸借料率の変更）又はレンダーチェンジ（貸出者の変更<sup>10</sup>）により、ネットイングし、省略する場合、市場参加者は、レートチェンジ、レンダーチェンジの約定と明示した上で、約定照合を行うものとする。

### III. 担保金

#### 1. 担保金額の算出方法

- (1) 貸借明細単位の担保金額の算出<sup>11</sup>  
担保金額は、貸借明細単位で、以下の算式により算出し、貸借明細単位で小数点以下を切り捨てる。
- 担保金額＝時価総額×担保金率
  - 時価総額＝貸借数量×貸借対象株券等の時価

<sup>6</sup> 「貸借明細」とは、「個別取引明細書」における1つの貸借取引を指す。

<sup>7</sup> 返済取引の約定日時点における該当貸借明細の現貸借残高を指す。

<sup>8</sup> 各市場参加者が使用している各社システムにおける通番等を指す。

<sup>9</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4. 5と同様の取扱いとする。

<sup>10</sup> 信託銀行との取引において、取引対象のファンドを変更する場合等。

<sup>11</sup> エクスクルーシブ契約も同様の取扱いとする。

(2) 貸借対象株券等の時価

上記Ⅲ. 1. (1)の計算において使用する貸借対象株券等の時価は、以下のとおりとする。

受渡日到来済／未到来の取引	決済期間	新規／返済取引	時価採用日	時価の種類
受渡日到来済の取引 (貸借残高)	—	—	受払日 <sup>12</sup> の 前々営業日 <sup>13</sup>	ほふり時価 <sup>14</sup>
受渡日未到来の取引	T + 1 以上	新規取引		
		返済取引		
	T + 0	新規取引	受払日の 前営業日	
返済取引		受払日の 前々営業日		

## 2. 担保金額照合<sup>15</sup>及び受払い

(1) 翌営業日に受払いする担保金額等の照合及び受払い

市場参加者は、貸借期間中の毎営業日に、以下のとおり翌営業日に受け払いする担保金額等を照合する。担保金額照合の内容及び、翌営業日に、取引当事者間で担保金を受け払う。

① 総額入力方式<sup>16</sup>（DVP総額入力方式、FOP方式）

(イ) 受渡日到来済の取引（貸借残高）及び、T + 1 決済取引の約定時限より前に約定した翌営業日を受渡日とする株券等貸借取引

受払日前営業日のT + 1 決済取引の約定完了後速やかに翌営業日受払分の担保金額照合に必要なデータ（翌営業日に受払する担保金額等）を保振の決済照合システム、電子メール等を使用して相手側へ通知し、照合する。

(ロ) T + 1 決済取引の約定時限以降に約定した翌営業日を受渡日とする株券等貸借取引

当該取引ごとに担保金額のデータを保振の決済照合システム、電子メール等を使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。

<sup>12</sup> 貸借取引の受渡日ではなく、担保金（有価証券担保含む）を受入/支払する日を指す。

<sup>13</sup> T + 1 決済取引において、約定照合が約定の翌営業日以降に実施された場合には、受払日前日時点の時価で担保金額計算を行う。

<sup>14</sup> 「ほふり時価」とは、ほふりクリアリングの貸株DVPにおける「決済金額自動計算機能」で採用する時価を指す。なお、当該機能においては、決済照合一致のタイミングに応じて採用する時価を決定しており、表中の「T + 1 以上」は受渡日前日の22時までに決済照合一致した場合、「T + 0」は受渡日当日の7時以降に決済照合一致した場合を示す。

<sup>15</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4. 11と同様の取扱いとする。

<sup>16</sup> ほふりクリアリング「一般振替DVP業務マニュアル（DVP参加者編）」において定められている「総額入力方式」を指す。

② 差額入力方式<sup>17</sup>（DVP差額入力方式）

(イ) 受渡日到来済の取引（貸借残高）

16時までに翌営業日受払分の不足担保金及び余剰担保金のデータを保振の決済照合システムを使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。

(ロ) 翌営業日を受渡日とする株券等貸借取引

当該取引ごとに担保金額のデータを保振の決済照合システムを使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。

(2) 当日に受払いする担保金額等の照合及び受払い

市場参加者は、T+0決済取引を約定した場合、その都度、当該取引ごとに担保金額のデータを保振の決済照合システム、電子メール等を使用して相手側へ通知し、速やかに照合する。担保金額照合の内容に基づき、当日中に、取引当事者間で担保金を受け払う。

## IV. 貸借料及び担保金金利

### 1. 貸借料の算出方法<sup>18</sup>

(1) 貸借明細単位の各日の貸借料の算出方法

貸借明細単位の各日の貸借料は、貸借期間中の各日（新規取引決済日を含み、返済取引決済日を除く。）について貸借明細単位で各日の時価総額（貸借数量×貸借対象株券等の時価）に貸借料率を乗じ、365で除して算出される金額（小数点第3位を四捨五入）とする。

$$\bullet \text{ 貸借明細単位の各日の貸借料} \\ = \text{各日の時価総額} \times \text{貸借料率} \times \frac{1}{365}$$

（小数点第3位を四捨五入）

(2) 貸借料の月次合計金額の算出方法

貸借料の月次合計金額は、休日を含む月初暦日～月末暦日の1カ月間における、全貸出明細の各日の貸借料を合算して算出する。合算にあたっては、合算前の明細単位（日ごと、銘柄ごと、契約ごと）での小数点以下切り捨ては行わず、合算後に、小数点以下を切り捨てる。

$$\bullet \text{ 貸借料の月次合計金額} \\ = \sum_{\text{月初暦日} \sim \text{月末暦日}} \text{全貸出明細単位の各日の貸借料} \\ \text{（合算後の小数点以下を切り捨て）}$$

<sup>17</sup> ほふりクリアリング「一般振替DVP業務マニュアル（DVP参加者編）」において定められている「差額入力方式」を指す。

<sup>18</sup> エクスクルーシブ契約における、エクスクルーシブ料は除く。

(3) 貸借対象株券等の時価

上記Ⅳ. 1. (1)の計算において使用する貸借対象株券等の時価は、営業日の場合には前営業日の「ほふり時価」、非営業日の場合には2営業日前の「ほふり時価」とする。

貸借料計算に使用する時価 (例)

計算基準日 <sup>19</sup>		採用時価
日付	曜日	
2月6日	木	2月5日の時価
2月7日	金	2月6日の時価
2月8日	⊕	2月6日の時価
2月9日	⊕	2月6日の時価
2月10日	月	2月7日の時価
2月11日	火(祝)	2月7日の時価
2月12日	水	2月10日の時価
2月13日	木	2月12日の時価
2月14日	金	2月13日の時価

※表中の「○」は、非営業日を指す。

## 2. 担保金金利の算出方法

(1) 各日の担保金金利の算出方法

各日の担保金金利は、貸借期間中の各日の担保金残高に担保金利率を乗じ、365で除して算出される金額(小数点第3位を四捨五入)とする。

$$\begin{aligned} & \bullet \text{ 各日の担保金金利} \\ & = \text{各日の担保金残高} \times \text{担保金利率} \times \frac{1}{365} \end{aligned}$$

(小数点第3位を四捨五入)

(2) 担保金金利の月次合計金額の算出方法

担保金金利の月次合計金額は、休日を含む月初暦日～月末暦日の1カ月間における、各日の担保金金利を合算して算出する。なお、合算後、小数点以下を切り捨てる。

$$\begin{aligned} \bullet \text{ 担保金金利の月次合計金額} & = \sum_{\text{月初暦日} \sim \text{月末暦日}} \text{各日の担保金金利} \\ & \text{(合算後の小数点以下を切り捨て)} \end{aligned}$$

(3) 担保金利率

上記Ⅳ. 2. (1)の計算で使用する担保金利率は、取引当事者間にて取り決める。

## 3. 貸借料及び担保金金利の照合

市場参加者は、後述Ⅳ. 4. 記載の受払日の前営業日までに、メール等で貸借料の受入金額、支払金額、及び担保金金利の受入金額、支払金額を照合する。

## 4. 貸借料及び担保金金利の受払い

前述Ⅳ. 1. で算出した貸借料及びⅣ. 2. で算出した担保金金利の受払日は、算出対象月の翌月10日とする。10日が非営業日である場合には、その前営業日を受払日とする。

<sup>19</sup> 貸借料が発生する貸借期間中の各日を指す。

## V. コーポレート・アクション発生時の取扱い

### 1. 配当金、収益分配金、分配金

配当金、収益分配金、分配金が発生した場合、受け払う配当金相当額、収益分配金相当額、分配金相当額（以下「配当金相当額等」という。）の取扱いは以下のとおりとする。

#### (1) 配当金相当額等の算出方法

##### ① 配当金相当額等の算出方法

配当金相当額等は、貸借明細単位で、以下の算式により算出する。

- 配当金相当額等＝名目額×貸借数量×相当額計算比率

（小数点以下を切り捨て）

##### ② 配当金相当額等の合算方法

配当金相当額等の受払金額は、取引当事者間で受領すべき配当金相当額等と支払うべき配当金相当額等を合算して算出する。

#### (2) 配当金相当額等の照合

貸出者は後述V. 1. (3)記載の支払日の3営業日前までに、支払日毎に「配当金相当額等照合フォーマット（別紙2）」を作成の上、借入者へ送付する。借入者は照合を行った後、配当金支払日の2営業日前までに貸出者へ連絡することが望ましい。

なお、「配当金相当額等照合フォーマット」の項目は以下のとおりとする。

- ① 支払日
- ② 権利確定日
- ③ ファンド No. (※)
- ④ 相手先コード (※)
- ⑤ 銘柄名（銘柄コード）
- ⑥ 貸借数量
- ⑦ 配当単価
- ⑧ 配当金相当額
- ⑨ 相当額計算比率
- ⑩ 送付元コード(※)

(※) 取引当事者間で送付データを定義する任意項目とする。

#### (3) 配当金相当額等の支払い

借入者は、配当金、収益分配金又は分配金の支払日に、配当金相当額等を貸出者へ支払う。

## 2. 貸借取引の明細に異動が生じるコーポレート・アクション

### (1) 貸借残高

#### ① 貸借残高の取扱い

市場参加者は、コーポレート・アクションにより貸借取引の明細に異動が生じたときは、決済照合システムを利用せずに<sup>20</sup>、取引当事者間でコーポレート・アクション後の貸借取引の明細を確認することとする。具体的な事例は、「コーポレート・アクションにおける貸借残高の取扱い（別紙3）」を参照。

#### (イ) 株式分割、株式無償割当

株式分割・株式無償割当により割り当てられる新株式の数量を、当該銘柄の貸借取引における残高数量に加算する。

なお、加算する数量の貸借残高明細については、既存の貸借残高明細とは別に新たな貸借残高明細として取り扱い、その決済日は、株式分割、株式無償割当の効力発生日とする。

#### (ロ) 株式併合

当該銘柄の貸借取引における残高数量から株式併合後の新たな数量まで減ずる。

なお、減少後の貸借残高明細の決済日は、株式併合の効力発生日とする。

#### (ハ) 合併、株式移転、株式交換

合併、株式移転、株式交換前の銘柄及び数量の貸借取引を、合併、株式移転、株式交換後の銘柄及び数量の貸借取引として取り扱う。

なお、新たな貸借残高明細の決済日は、当該会社の合併、株式移転、株式交換の効力発生日とする。

#### ② 売買単位数量に関する留意事項

コーポレート・アクションが発生した場合、新たな貸借残高数量が取引所の売買単位数量の整数倍とならず、売買単位数量未満の貸借残高数量や1株に満たない端数の貸借残高数量が生じる場合がある。その場合、市場参加者は、以下のいずれかの方法で対応する。

(イ) コーポレート・アクション後の貸借残高数量が取引所の売買単位数量の整数倍となるよう、コーポレート・アクションの効力発生日より前に、貸出者へ一部返済等を行い、貸借残高数量を調整する。

(ロ) 売買単位数量未満の貸借残高や1株に満たない端数の貸借残高について、金銭の支払いにより、貸出者に返済する。

<sup>20</sup> 保振「決済照合システム 利用者運用マニュアル 別冊：マーケットルール編（国内取引編）」4.9では、決済照合システムを利用した照合方法も定めているが、決済照合システムを利用せずに、取引当事者間でコーポレート・アクション発生後の貸借取引の明細を確認する。

(2) 担保金額の算出方法

貸借銘柄にコーポレート・アクションが発生した場合、市場参加者は、以下のとおり担保金額を算出する（前述Ⅲ.）。具体的な事例は、「コーポレート・アクションにおける担保金額算出方法（別紙4）」を参照。

① 権利確定日（効力発生日前日）を受払日とするT+0決済取引の担保金額の算出

(イ) 株式分割、株式無償割当

権利確定日（効力発生日前日）を受払日とするT+0決済の新規取引の担保金額については、以下の計算結果となるように算出する。<sup>21</sup>

- 権利確定日（効力発生日前日）を受払日とする  
T+0決済の新規取引の担保金  
＝貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価×担保金率×  
株式分割、株式無償割当の比率  
(小数点以下切り捨て)

(ロ) 株式併合

権利確定日（効力発生日前日）を受払日とするT+0決済の新規取引の担保金額については、以下の計算結果となるように算出する。<sup>22</sup>

- 権利確定日（効力発生日前日）を受払日とする  
T+0決済の新規取引の担保金  
＝貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価×担保金率×  
株式併合の比率 (小数点以下切り捨て)

② 効力発生日を受払日とする担保金額の算出

(イ) 合併、株式移転、株式交換

- a. 権利確定日に実施する効力発生日を受払日とする担保金額は、旧銘柄の権利付最終日の時価及び貸借数量を用いて計算する。
- b. 効力発生日に実施する効力発生日を受払日とするT+0決済の新規取引の担保金額は、合併、株式移転、株式交換後の新株式の銘柄の時価（新規上場の場合は「基準値段」）<sup>23</sup>及び貸借数量を用いて計算する。

<sup>21</sup> DVP差額入力方式において、権利確定日におけるT+0決済取引が発生した場合、決済照合システムの仕様上、受払いすべき担保金額と決済照合システムにおける決済照合時の担保金額に差異が生じる。

例) 株数2、比率1:2の株式分割、権利落日時価36.5円、担保金率1.05の場合

(ア) 受払すべき担保金額: 2株×36.5円×2(比率調整)×1.05=153(小数点以下切り捨て)

(イ) 決済照合システムにおける決済照合時の担保金額: 2株×36.5円×1.05=76(小数点以下切り捨て)  
この場合、(ア)から(イ)を差し引いた金額(153円-76円=77円)について、追加で照合し、受払する。

<sup>22</sup> 脚注21と同様の事象が発生する。詳細は脚注21を参照。

<sup>23</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する効力発生日の前営業日の「基準値段」は、効力発生日の午前7時から株式等口座振替システムの統合Web端末でCSVファイルにより取得が可能。

### (3) 貸借料の算出方法

貸借銘柄にコーポレート・アクションが発生した場合、市場参加者は、以下のとおり貸借料を算出する（前述Ⅳ. 1.）。具体的な事例は、「コーポレート・アクションにおける貸借料算出方法（別紙5）」を参照。

#### ① 株式分割、株式無償割当

権利確定日（効力発生日前日）の貸借料については、以下の計算結果となるように算出する。

- 貸借明細単位の権利確定日（効力発生日前日）の貸借料  
＝ 貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価

$$\times \text{貸借料率} \times \frac{1}{365} \times \text{株式分割、株式無償割当の比率}$$

（小数点第3位を四捨五入）

#### ② 株式併合

権利確定日（効力発生日前日）の貸借料については、以下の計算結果となるように算出する。

- 貸借明細単位の権利確定日（効力発生日前日）の貸借料  
＝ 貸借数量×権利確定日前日（権利落日）の時価

$$\times \text{貸借料率} \times \frac{1}{365} \times \text{株式併合の比率}$$

（小数点第3位を四捨五入）

#### ③ 合併、株式移転、株式交換

(イ) 権利確定日（効力発生日前日）の貸借料は、旧銘柄の株式の最終取引日の取引所終値を用いて計算する。

(ロ) 効力発生日の貸借料は、合併、株式移転、株式交換後の新株式の銘柄の時価（新規上場の場合は「基準値段」）<sup>24</sup>を用いて計算する。

### 3. その他のコーポレート・アクション

#### (1) 議決権及び株主優待

議決権及び株主優待については、特段の合意がない限り、取引当事者間における金銭授受やその他の調整は不要とする。

#### (2) その他

その他のコーポレート・アクションの取扱いについては、発生の都度、取引当事者間で取り決める。

<sup>24</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する効力発生日の前営業日の「基準値段」は、効力発生日の午前7時から株式等口座振替システムの統合Web端末でCSVファイルにより取得が可能。

## VII. 決済の円滑化等

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、株券等貸借取引の決済等について以下の点に留意する。

(1) 貸株DVP決済の新規利用促進

貸株DVP決済を利用していない市場参加者については、決済リスク及び事務処理負担の低減のため、貸株DVP決済を利用することが望ましい。

(2) 貸株DVP決済の積極的利用

FOP決済については、貸株DVP決済と比べて決済リスクが高いため、そのコントロールは相当な負担となる。したがって、貸株DVP決済が可能な市場参加者については、できる限り貸株DVP決済を行うことが望ましい。

(3) 約定照合・担保金額照合における留意点

市場参加者は、約定照合・担保金額照合が不一致となった場合には、迅速に不一致の原因を追究し、確認された原因に基づいて訂正処理を実施する。

また、正しい約定照合明細を通知すること、約定照合一致後にデータの誤取消しを発生させないこと等を目的として、市場参加者は、適宜、社内体制の強化や社内システムの見直しを図ることが望ましい。

(4) 残高照合における留意点

貸借残高等に係る照合は、相手方が特定投資家である場合には、取引当事者間で合意の上、省略する、又は、書面での交付等による方法を止めて電子的な方法とするなど、事務処理負担の低減を図ることが望ましい。

別紙1 返済取引連絡フォーマット

※相手先コード	銘柄名 (銘柄コード)	返済数量	受渡日到来済 貸借残高	受渡日未到来残高 を含む 約定済貸借残高	貸借料率	返済取引 約定日	返済取引 決済日	当初取引 決済日	※取引 コード	※ファ ンドNo.	※送付元 コード
12428	0000	100	1000	800	4.00	2019/4/1	2019/4/3	2019/3/31	XXXXXXX		12400
12428	1111	2000	0	-	6.00	2019/4/1	2019/4/3	2019/4/2	YYYYYYY		12400

○項目説明

- 「相手先コード」・・・送付する相手会社を特定するコードを記載します。
  - 「受渡日到来済貸借残高」・・・返済取引の約定日時点における該当貸借明細の現貸借残高を指します。(受残)
  - 「受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高」・・・返済取引の約定日時点における該当貸借明細の受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高を指します。(約残)  
(「受渡日到来済貸借残高」「受渡日未到来残高を含む約定済貸借残高」いずれかの記載を必須とします。なお、両項目を記載しても構いません。)
  - 「当初取引決済日」・・・新規貸借取引時の受渡日を指します。
  - 「取引コード」・・・連絡相手と確認の上、貸借残高の特定に利用できる場合に記載してください。記載は任意です。
  - 「ファンドNo.」・・・信託銀行へ連絡する際に記載してください。その他の取引相手の場合は任意項目とします。
  - 「送付元コード」・・・送付元を特定するコードを記載します。
- ※・・・取引当事者間で送付データを定義する任意項目



別紙3 コーポレート・アクションにおける貸借残高の取扱い

コーポレート・アクション種類	例	コーポレート・アクション前の 貸借残高明細				コーポレート・アクション <sup>25</sup> 後の 貸借残高明細			
		銘柄	貸借料率	株数	決済日	銘柄	貸借料率	株数	決済日
株式分割	1 : 2 の分割 (異なる貸借料率の 明細が複数存在)	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1
		甲	3.0	500 株	2018/12/1	甲	3.0	500 株	2018/12/1
		—	—	—	—	甲	2.0	1,000 株	2019/4/1
		—	—	—	—	甲	3.0	500 株	2019/4/1
株式併合	2 : 1 の併合	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1	甲	2.0	500 株	2019/4/1
株式移転	1 : 1 の移転	甲	2.0	1,000 株	2018/10/1	乙	2.0	1,000 株	2019/4/1

<sup>25</sup> 本表におけるコーポレート・アクションの効力発生日を一律 2019/4/1 とする。

#### 別紙4 コーポレート・アクションにおける担保金額の算出方法

(1) 株式分割、株式無償割当 A 銘柄 1 : 3 (担保金率は 100%とする)

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
A 銘柄		権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日
	取引所終値	100.00 円	33.00 円	31.00 円	32.00 円
T + 0 決済取引 (新規取引)	担保金計算日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 (3月28 日終値) × 100%	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 100.00 円 × 100%	【調整要】 <sup>26</sup> T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 33.00 円 × 100% × 3	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 31.00 円 × 100%

(2) 株式併合 B 銘柄 3 : 1 (担保金率は 100%とする)

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
B 銘柄		権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日
	取引所終値	100.00 円	301.00 円	302.00 円	303.00 円
T + 0 決済取引 (新規取引)	担保金計算日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 (3月28 日終値) × 100%	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 100.00 円 × 100%	【調整要】 <sup>27</sup> T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 301.00 円 × 100% ÷ 3	【調整不要】 T + 0 取引貸借数量 × 前日終値 302.00 円 × 100%

<sup>26</sup> 株式分割、株式無償割当の比率に応じて調整する。

T + 0 決済の新規取引の担保金 = 貸借数量 × 前営業日の時価 × 担保金率 × 株式分割、株式無償割当の比率 (小数点以下切り捨て)

<sup>27</sup> 株式併合の比率に応じて調整する。

T + 0 決済の新規取引の担保金 = 貸借数量 × 前営業日の時価 × 担保金率 × 株式併合の比率 (小数点以下切り捨て)

(3) 合併、株式移転、株式交換 C銘柄（被併合会社・上場廃止）：D銘柄（既上場会社）＝ 3：1 （担保金率は100%とする）

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
C銘柄 (被併合会社・上場廃止)		権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日	効力発生日翌日
	取引所終値	250.00円	なし	なし	なし	なし
D銘柄（既上場会社）					効力発生日	効力発生日翌日
	取引所終値	747.00円	748.00円	749.00円	750.00円	751.00円
C銘柄→D銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	C銘柄 15株	C銘柄 15株	C銘柄 15株	D銘柄 5株	D銘柄 5株
受渡日到来済の取引 (貸借残高)	担保金計算日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	C銘柄15株× 前々日C銘柄終 値 (3月27日終 値)×100%	C銘柄15株× 前々日C銘柄終 値 (3月28日終 値)×100%	C銘柄15株× 前々日C銘柄終 値250.00円× 100%	C銘柄15株× C銘柄最終終値 250.00円×100%	D銘柄5株× 前々日D銘柄終 値749.00円× 100%
T+0決済取引 (新規取引)	担保金計算日	-	-	-	4月1日	4月2日
	担保金額計算	-	-	-	D銘柄の貸借数 量×前日D銘柄 終値749.00円× 100%	D銘柄の貸借数 量×前日D銘柄 終値750.00円× 100%

(4) 合併、株式移転、株式交換 E 銘柄（完全子会社・上場廃止）：F 銘柄（新規上場会社）＝ 3：1 （担保金率は 100%とする）

担保金の受払日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
E 銘柄（完全子会社・上場廃止）		権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日	効力発生日翌日
	取引所終値	250.00 円	なし	なし	なし	なし
F 銘柄（新規上場会社）					効力発生日	効力発生日翌日
	基準値段	-	740.00 円	740.00 円	-	-
	取引所終値	なし	なし	なし	750.00 円	751.00 円
E 銘柄→F 銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	E 銘柄 15 株	E 銘柄 15 株	E 銘柄 15 株	F 銘柄 5 株	F 銘柄 5 株
受渡日到来済の取引 (貸借残高)	担保金計算日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
	担保金額計算	E 銘柄 15 株×前々日 E 銘柄終値 (3月27日終値)×100%	E 銘柄 15 株×前々日 E 銘柄終値 (3月28日終値)×100%	E 銘柄 15 株×前々日 E 銘柄終値 250.00 円×100%	E 銘柄 15 株×E 銘柄最終終値 250.00 円×100%	F 銘柄 5 株×F 銘柄基準値段 740.00 <sup>28</sup> 円×100%
T + O 決済取引 (新規取引)	担保金計算日	-	-	-	-	4月2日
	担保金額計算	-	-	-	-	F 銘柄の貸借数量×前日 F 銘柄終値 750.00 円×100%

<sup>28</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する「基準値段」は、効力発生日の午前 7 時から、株式等口座振替システムの統合 Web 端末で CSV ファイルにより取得が可能。

別紙5 コーポレート・アクションにおける貸借料の算出方法

(1) 株式分割、株式無償割当 A 銘柄 1 : 3 (貸借料率は3%とする)

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
A 銘柄		権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日
	取引所終値	100.00 円	33.00 円	31.00 円	32.00 円
	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	10 株	10 株	10 株	30 株
貸借料計算		【調整不要】 10 株×前日終値 (3月28日終値) × 3% × 1/365	【調整不要】 10 株×前日終値 100.00 円 × 3% × 1/365	【調整要】 <sup>29</sup> 10 株×前日終値 33.00 円 × 3% × 1/365 × 3	【調整不要】 30 株×前日終値 31.00 円 × 3% × 1/365

(2) 株式併合 B 銘柄 3 : 1 (貸借料率は3%とする)

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日
B 銘柄		権利付最終日	権利落日	権利確定日	効力発生日
	取引所終値	100.00 円	301.00 円	302.00 円	303.00 円
	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	15 株	15 株	15 株	5 株
貸借料計算		【調整不要】 15 株×前日終値 (3月28日終値) × 3% × 1/365	【調整不要】 15 株×前日終値 100.00 円 × 3% × 1/365	【調整要】 <sup>30</sup> 15 株×前日終値 301.00 円 × 3% × 1/365 ÷ 3	【調整不要】 5 株×前日終値 302.00 円 × 3% × 1/365

<sup>29</sup> 株式分割、株式無償割当の比率に応じて調整する。

貸借明細単位の権利確定日(効力発生日前日)の貸借料 = 前日の時価総額 × 貸借料率 × 1/365 × 株式分割、株式無償割当の比率(小数点第3位を四捨五入)

<sup>30</sup> 株式併合の比率に応じて調整する。

貸借明細単位の権利確定日(効力発生日前日)の貸借料 = 前日の時価総額 × 貸借料率 × 1/365 × 株式併合の比率(小数点第3位を四捨五入)

(3) 合併、株式移転、株式交換 C銘柄（被併合会社・上場廃止）：D銘柄（既上場会社）＝ 3：1 （貸借料率は3%とする）

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
C銘柄（被併合会社・上場廃止）	権利付最終日		権利落日	権利確定日	効力発生日	効力発生日翌日
	取引所終値	250.00円	なし	なし	なし	なし
D銘柄（既上場会社）	権利付最終日				効力発生日	効力発生日翌日
	取引所終値	747.00円	748.00円	749.00円	750.00円	751.00円
C銘柄→D銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	C銘柄 15株	C銘柄 15株	C銘柄 15株	D銘柄 5株	D銘柄 5株
貸借料計算		C銘柄15株×前日C銘柄終値(3月28日終値)×3%×1/365	C銘柄15株×前日C銘柄終値250.00円×3%×1/365	C銘柄15株×C銘柄最終日3/29の終値250.00円×3%×1/365	D銘柄5株×前日D銘柄終値749.00円 <sup>31</sup> ×3%×1/365	D銘柄5株×前日D銘柄終値750.00円×3%×1/365

(4) 合併、株式移転、株式交換 E銘柄（完全子会社・上場廃止）：F銘柄（新規上場会社）＝ 3：1 （貸借料率は3%とする）

計算基準日		3月29日	3月30日	3月31日	4月1日	4月2日
E銘柄（完全子会社・上場廃止）	権利付最終日		権利落日	権利確定日	効力発生日	効力発生日翌日
	取引所終値	250.00円	なし	なし	なし	なし
F銘柄（新規上場会社）	権利付最終日				効力発生日	効力発生日翌日
	基準値段	-	740.00円	740.00円	-	-
	取引所終値	なし	なし	なし	750.00円	751.00円
E銘柄→F銘柄	貸借数量 (受渡日到来済 貸借残高)	E銘柄 15株	E銘柄 15株	E銘柄 15株	F銘柄 5株	F銘柄 5株
貸借料計算		E銘柄15株×前日E銘柄終値(3月28日終値)×3%×1/365	E銘柄15株×前日E銘柄終値250.00円×3%×1/365	E銘柄15株×E銘柄最終日3/29の終値250.00円×3%×1/365	F銘柄5株×F銘柄基準値段740.00円 <sup>32</sup> ×3%×1/365	F銘柄5株×前日F銘柄終値750.00円×3%×1/365

<sup>31</sup> 合併、株式移転、株式交換後の新株式の銘柄のほふり時価を「貸借対象株券等の時価」として使用する。

<sup>32</sup> 同上。（合併、株式移転、株式交換後の新株式が新規上場される場合に使用する「基準値段」は、効力発生日の午前7時から、株式等口座振替システムの統合Web端末でCSVファイルにより取得が可能。

## 株式等におけるフェイルに関する留意事項

平成 29 年 X 月

日本証券業協会

# 目次

## ■株式等におけるフェイルに関する留意事項

I. 背景	1
II. 目的	1
III. 用語の定義	2
IV. 市場参加者の誠実努力義務	3
V. フェイルの影響	3
1. 通常時（権利確定日以外）のフェイルの影響	
(1) 決済リスク	
(2) 後続の取引への影響	
2. 権利確定日のフェイルの影響	
(1) 株主権への影響	
(2) 権利処理等	
(3) 株主優待	
VI. フェイルの原因	4
VII. フェイル回避策	4
1. 約定段階での決済情報の確認	
2. 決済指図の早期化	
3. 決済指図の正確性確保	
4. 決済日の行動指針	
(1) 非居住者取引における決済照合に係る行動指針	
(2) 決済（一般振替DVP等）に係る行動指針	
5. 権利確定日のフェイルを回避するための行動指針	
6. 市場参加者の体制整備	

## I. 背景

リーマンショック等を契機とした決済リスク削減の意識の高まりを受け、海外の主要市場においては、殆どの主要国・地域において株式等の決済期間がT+2化に移行している又は移行時期を決定している段階である。

こうした状況を踏まえ、我が国においても、2015年7月、日本証券業協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下に「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）を設置し、業界横断的に株式等のT+2化の実現に向けた検討を行い、2016年6月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」を公表した<sup>1</sup>。

最終報告書では、昨今、我が国の株式市場における非居住者取引の割合が約6割を占める中、非居住者取引は海外のブローカーやグローバル・カスタディアンなど国内外の多くの関係当事者が介在し、時差や祝日の相違による影響を受けやすいことから、何らの対策も取らない場合には、フェイルの増加が見込まれるとの認識の下、フェイルの回避のための方策等をガイドラインとして取りまとめることとした。

これを受け、WG、WGの下部に設置されたサブワーキング・グループの1つである「カスタマーサイドサブワーキング・グループ」、さらにその下部の「フェイルに関する実務検討会」において、その具体的な内容について検討を行った。「株式等におけるフェイルに関する留意事項」（以下「本留意事項」という。）は、その結果を取りまとめたものである。

なお、今回公表する本留意事項は、フェイルの回避に係る事項を中心に取りまとめたものであり、一般振替におけるフェイル発生時の取扱いに係る事項については、フェイルに関する実務検討会等における検討結果を踏まえ、必要に応じて、本留意事項に反映する予定である<sup>2</sup>。

## II. 目的

株式等のT+2化により、フェイルリスクの高まりが見込まれる中、本留意事項は、日本市場におけるフェイル回避等についての市場慣行を定めていくことを目的とする。

本留意事項は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではないが、

---

<sup>1</sup> 最終報告書において、T+2化実施の想定日を2019年の4月又は5月の連休明けとした。

<sup>2</sup> 一般振替におけるフェイル発生時の取扱いに係る事項のうち、権利確定日にフェイルが発生した場合の取扱いについては、最終報告書において、株式会社日本証券クリアリング機構が作成する「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」と整合性のとれたものとするため、同指針を参照することを基本方針とすることが示されている。

本留意事項に沿った取扱いを行うことが、実務の円滑化に資すると考えられることから、より多くの市場参加者が本留意事項に沿った取扱いを行うことが期待される。

また、今後、市場参加者においては、本留意事項の周知・啓蒙を図っていくことで、国内外の市場参加者及び約定当事者においても本留意事項を尊重した取扱いが行われることが期待される。

なお、国内外の市場参加者及び約定当事者間の合意に基づき、本留意事項以外の取扱いを行うことを妨げるものではない。

### Ⅲ. 用語の定義

本留意事項における用語の定義は、次のとおりとする。

#### ① 株式等

株式会社証券保管振替機構（以下「保振」という。）「株式等の振替に関する業務規程」第2条第2号、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）「業務方法書」第4条第2項第1号に規定される以下に掲げるもの。

株式、新株予約権、新株予約権付社債、投資口、新投資口予約権、優先出資、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権、外国株券等

#### ② 一般振替

保振が運営する株式等振替制度における振替のうち、取引所取引の清算に伴う振替以外の振替。

#### ③ 保振参加者

一般振替を行う機構加入者及び間接口座管理機関。

#### ④ 渡し方参加者

売買取引等に係る決済を行うため、受け方参加者に対し対象有価証券を受け渡す義務を負う保振参加者。

#### ⑤ 受け方参加者

渡し方参加者から対象有価証券の売買取引に係る受渡しを受ける旨を約した保振参加者。

#### ⑥ フェイル

取引の渡し方参加者から、決済日の渡し方証券決済時限までに有価証券の引き渡しが行われないこと。

#### ⑦ 市場参加者

約定当事者の取引を受け、その決済等を履行する者（例. 証券会社・サブカストディ・信託銀行）。

⑧ 約定当事者

株式等に投資する者（例．個人投資家、海外投資家、機関投資家、証券会社）。

⑨ 株主優待

発行会社が個人株主の確保や自社製品・サービスの知名度向上を目的として株主に対して自社の製品やサービスの購入割引特典等を交付する発行者が任意に行うサービス。

#### IV. 市場参加者の誠実努力義務

フェイルが発生した場合、様々な影響が想定される（詳細は「V. フェイルの影響」参照）ことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避するとともに、やむを得ずフェイルとなった場合には、誠実に対応し、フェイルの早期解消に努める。

#### V. フェイルの影響

株式等においてフェイルが発生した場合、主に以下の影響が想定される。

##### 1. 通常時（権利確定日以外）のフェイルの影響

###### (1) 決済リスク

フェイルが発生した場合、未決済残高が積み上がることによる決済リスクが生じる。

###### (2) 後続の取引への影響

フェイルが発生した場合、後続の取引（例．市場決済、ETFの設定、公開買付への応募、担保設定、業者間移管等）に影響が生じる。

##### 2. 権利確定日のフェイルの影響<sup>3</sup>

###### (1) 株主権への影響

###### ① 配当金

本来、被フェイル投資家へ支払われるべき配当金が支払われないこ

---

<sup>3</sup> 「社債、株式等の振替に関する法律」により、原則として、権利確定日において振替口座簿に残高（受渡済の残高）を有する者（加入者）が株主名簿に記載されることとされており、権利確定日において振替口座簿に残高を有する者（加入者）と、株主名簿に記載され、株主権を行使することができる株主とは直接的にリンクしているため、権利確定日にフェイルが発生し、振替口座簿に残高を有することができなかった場合の権利救済手段は、口座管理機関等の間で行う経済的不利益の救済が中心とならざるを得ない点について、十分留意する必要がある。

ととなる。

② 株主総会における議決権等

本来、被フェイル投資家が有することとなる議決権等（株主名簿に記載された株主が直接発行会社に行使するもの）が割り当てられないこととなる。

(2) 権利処理等

未決済の状態では会社合併等の権利処理等が行われた場合、権利処理後の株式・株数での受渡しとなる場合や、株式の受渡しができなくなる場合がある。

権利処理等の具体例としては、以下のものがある。

- ① 株式分割
- ② 株式併合
- ③ 株式無償割当
- ④ 新株予約権無償割当
- ⑤ 有償増資
- ⑥ 株式交換・株式移転・会社合併
- ⑦ 会社分割・株式分配
- ⑧ 上場廃止

(3) 株主優待

本来、被フェイル投資家へ交付されるべき株主優待が割り当てられないこととなる。

## VI. フェイルの原因

フェイルが発生する原因としては、主に以下の事項が挙げられる。

- ① 引き渡すべき株式が調達できなかった場合
- ② 決済指図が一致しなかった場合
- ③ すくみの解消ができない場合
- ④ 事務ミス・誤発注が発生した場合

## VII. フェイル回避策

市場参加者は、フェイルを回避するため、以下の対応をとることとする。

1. 約定段階での決済情報の確認

市場参加者は、フロント部門等の約定に係る関係部門、関係先への注意

喚起、システムによる補助及び運用の見直し等を行い、約定の段階から、市場参加者にて管理している決済に係る情報（いわゆるSSI情報をいう。）及び決済照合項目の確認を徹底するよう努める。

※決済照合項目：保振が提供する決済照合システムにおける照合項目をいう。「決済照合システム接続仕様書（業務編（国内取引）及び（非居住者取引）」を参照。

具体的には、決済照合キー、決済日付、銘柄コード、有価証券形式、数量、決済条件コード、渡し方決済代理人、受け方決済代理人等

## 2. 決済指図の早期化

市場参加者は、約定当事者に対し、約定と決済指図との間の齟齬を回避し、保振における決済照合が早期に完了するよう、アロケーション指示や決済指図を迅速に行うよう努める。

また、市場参加者は、決済指図を留めることなく保振へ送信する。

## 3. 決済指図の正確性確保

市場参加者は、上記2.にて送信した決済指図等の登録内容について適宜確認を行い、決済指図が速やかに決済照合一致となるよう努める。照合不一致となった場合には、速やかに約定当事者へ確認を行い、正しい決済指図の送信を行う。

## 4. 決済日の行動指針

決済日において、市場参加者は、必要に応じ約定当事者へ確認等を行うとともに、その権限・裁量の範囲内で以下の対応を行うよう努める。

### (1) 非居住者取引における決済照合に係る行動指針

- ① 未照合・照合不一致となっている非居住者取引に係る決済照合について、約定当事者間の合意がある場合を除き、照合カットオフ・タイムまでに決済照合を完了する。
- ② 非居住者取引におけるすくみにより、照合は一致したがリリース実行不可となっているものを解消するため、可能な範囲で相対で対応する。

### (2) 決済（一般振替等DVP等）に係る行動指針

- ① ほふりクリアリングにおけるリスク管理上の差引支払限度額の上限と余裕値の不足を意識し、決済が滞ることがないようにする。

- ② 仮にリスク管理上の差引支払限度額の上限を超える場合又は余裕値が不足する場合は、速やかに決済促進送金を行う等の方法により早期の解消を図る。
- ③ 当日振替請求だけでなく、前日振替請求を効果的に利用して処理する。
- ④ 特に非居住者取引における未決済分については、市場全体の決済への影響を鑑み、渡し方参加者はできる限り早いタイミングで借株による調達といったフェイル回避策を行う等、決済時限（マーケット慣行）までに決済を完了するようにする。

#### 5. 権利確定日のフェイルを回避するための行動指針

市場参加者は、権利確定日の一般振替におけるフェイルを発生させないよう、必要に応じ約定当事者へ確認等を行うとともに、権限・裁量の範囲内で以下の対応を行うよう努める。

- ① 権利確定日間際の取引では、受注時に残高があることを確認してから約定する等、残高の所在について特に注意を払う。
- ② 当日の借株調達等フェイル回避策により、できる限りフェイル解消を図る。
- ③ 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「J S C C」という。）の定めるフェイル禁止銘柄についてはJ S C Cへ連鎖するおそれがあるため、一般振替でもフェイルしないようにする。
- ④ 決済日の13時にJ S C Cにおけるフェイルが確定した後、15時30分の一般振替時限までにフェイル解消<sup>4</sup>を行う。
- ⑤ 決済日の15時30分の一般振替時限までに株式等の手当てが行われなかった場合であって、「振替元に残高があること」等、一定の条件を満たしたときは、可能な範囲で追加振替による引渡しができないか検討する。<sup>5</sup>

#### 6. 市場参加者の体制整備

市場参加者は、以上に記載するフェイル回避に係る対応をとるために必要な体制整備に努める。

以上

---

<sup>4</sup> フェイル解消のための振替は、J S C Cを経由しない振替を行うこととなるため、これにより、J S C Cにおけるフェイル自体が解消する訳ではない。

<sup>5</sup> 追加振替を実行する保振の受付時限や受付可能件数との関係により、すべての追加振替が実行可能とは限らないことに留意する。

## 別紙 各種時限

## 1. 取引所取引

時刻	業務
13:00	JSCC 決済の証券引渡・受領時限

## 2. 対顧客取引（非居住者取引）

時刻	業務
12:20	照合カットオフ・タイム
12:40	証券引渡・受領に関する決済時限（マーケット慣行）
14:00	一般振替 DVP の証券引渡・受領時限 ※1
15:30	一般振替（非 DVP）の証券引渡・受領時限

## 3. 対顧客取引（国内取引）

時刻	業務
13:30	一般振替 DVP（貸株取引）の証券引渡・受領時限 ※1
14:00	一般振替 DVP（貸株取引以外）の証券引渡・受領時限 ※1
15:30	一般振替（非 DVP）の証券引渡・受領時限

## 4. その他（追加振替）

時刻	業務
17:00	追加振替の対応依頼書の提出時限 ※2

※1 決済照合システム利用時、証券の振替請求に係る決済指図の受付時限（連動時限）は各時限の10分前の時刻

※2 「追加振替」について、最終報告書において可能な限り柔軟に対応する方針が示されたことを受け、証券保管振替機構では、別途、「業務処理要領」を公表する予定であり、当該内容を踏まえて必要に応じ追記・修正を行う。

## 株式等の決済期間の短縮化に伴う売買制度等の見直しについて（案）

2017年9月●●日

株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当取引所、日本証券業協会及び株式会社日本証券クリアリング機構を事務局として、我が国市場における株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実現に向けた検討を行っている「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が2016年6月に取りまとめた、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」に基づき、当取引所の売買制度等について、以下のとおり所要の改正を行うこととします。

## II. 概要

項目	概要	備考
1. 決済日	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通取引（国債証券に係るものを除く。）は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T o S T N e T取引及び立会外分売においても同様の取扱いとする。</li> <li>左記に伴い、顧客から取引参加者への売付有価証券又は買付代金の交付期限を1日前倒しするとともに、以下の場合の決済期間を1日短縮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出資証券に係る配当落等として定める期日に売買を行う場合</li> <li>➤ 利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買において、旧条件最終適用日、期中償還請求期間満了日又は利払日前日が、売買契約締結の日から起算して4日目の日となる場合</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買において、利払日前日が売買契約締結の日から起算して4日目の日となり、かつ、その翌日が旧条件最終適用日若しくは期中償還請求期間満了日となる場合又は、旧条件最終適用日若しくは期中償還請求期間満了日が売買契約締結の日から起算して4日目の日となり、かつ、その翌日が利払日前日となる場合</li> <li>・ 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の決済期間の詳細は別紙参照。</li> </ul>
2. 信用取引の委託保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. の決済日の変更に伴い、顧客は、信用取引に係る委託保証金について、売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託保証金の追加差入れも同様に、取引参加者は、顧客に損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに差入れさせなければならないものとする。</li> </ul>
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. の決済日の変更に伴い、以下の期間又は期日等の定めについても併せて変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自己の信用売り又は信用買いの決済期限及び信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限</li> <li>➤ 発行日決済取引の期間及び決済日並びに委託保証金及び売買証拠金の差入れ期限若しくは預託期限</li> <li>➤ 普通取引に係る配当落等の期日、株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日、取得対価等の変更等の期日、転換社債型新株予約権付社債券等の期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日及び転換社債型新株予約</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過誤訂正の申請時限は、決済日の前日の午後2時までとする。</li> </ul>

	<p>権付社債券等に係る売買の停止期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式分割又は株式無償割当て等を行う場合の権利を受ける者を確定するための基準日等</li> <li>➤ 上場廃止基準に該当する日及び上場廃止日等</li> <li>➤ 非清算参加者が有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡し期日</li> </ul> <p>・その他、所要の改正を行う。</p>	
--	--	--

### Ⅲ. 施行日（予定）

・実施時期は、2019年4月又は5月の連休明けを目途とし、当取引所、取引参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

現在

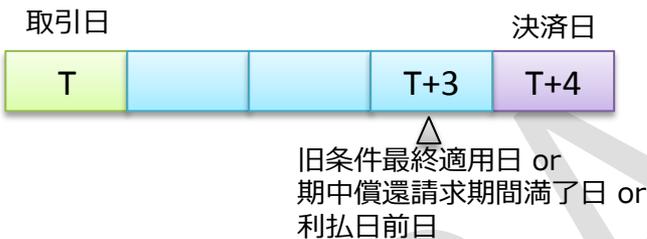
株式等のT+2化実現後

T+3⇒T+2  
となるケース  
(通常)



T+4⇒T+3  
となるケース

(①旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日及び利払日前日が通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日に当たるケース)

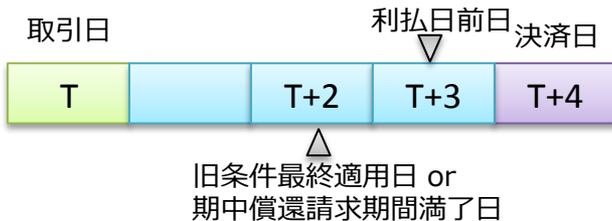
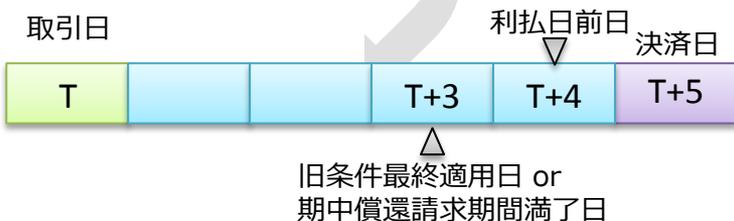
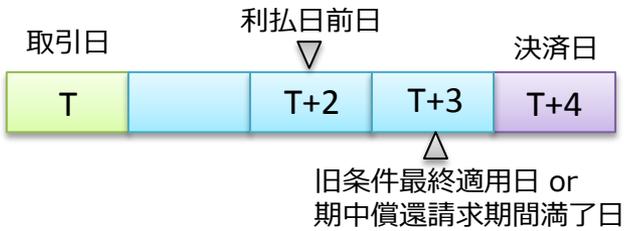
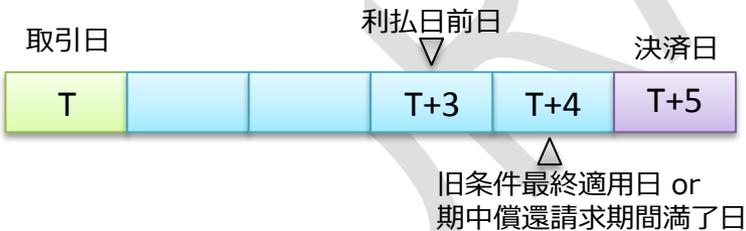


T+5⇒T+4  
となるケース

(②通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日が利払日前日に当たり、かつ、その翌日が旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日となるケース

及び

③通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日が旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日に当たり、かつ、その翌日が利払日前日となるケース)



## 株式等の決済期間の短縮化に伴う取引制度等の見直しについて（案）

2017年9月●●日

株式会社大阪取引所

## I. 趣旨

我が国市場における株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実現に向けた検討を行っている「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が2016年6月に取りまとめた、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」に基づき、当取引所の取引制度等について、以下のとおり所要の改正を行うこととします。

## II. 概要

項目	概要	備考
1. 決済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買は、権利行使日から起算して4日目（休業日を除く。以下同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日の前日に当たる場合には、権利行使日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同様に、顧客から取引参加者への金銭又は有価証券の差し入れ期限を1日前倒しする。</li> <li>有価証券オプションの権利行使・割当時の対象有価証券の決済日の詳細は別紙参照。</li> </ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. の決済日の変更に伴い、有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済のた</li> </ul>	

	めに貸借取引を行う場合の決済期限を1日前倒しする。 ・その他、所要の改正を行う。	
--	---	--

### Ⅲ. 施行日（予定）

・実施時期は、2019年4月又は5月の連休明けを目途とし、当社、取引参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

DRAFT

	現在	株式等のT+2化実現後
E+4 ⇒ E+3 となるケース (通常)	<p>権利行使日</p> <p>決済日</p>	<p>権利行使日</p> <p>決済日</p>
E+3 ⇒ E+2 となるケース (権利行使日が配当 落ち等の期日の前日 に当たるケース)	<p>権利行使日</p> <p>決済日</p> <p>△</p> <p>配当落ち等の期日の前日 (権利付最終売買日)</p>	<p>取引日</p> <p>決済日</p> <p>△</p> <p>配当落ち等の期日の前日 (権利付最終売買日)</p>

株式等の決済期間の短縮化（T+2化）に伴う制度改正について（案）

2017年9月〇日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が2016年6月に公表した最終報告書において、2019年4月又は5月の連休明けを実施目標時期と想定して株式等の決済期間のT+2化に向けた作業を行っていきとされており、各指定市場開設者等においては決済期間を短縮する等の所要の改正が行われる予定であることから、当社では、同最終報告書において言及された各項目に係る所要の制度改正を行うほか、証券決済未了（フェイル）発生時の被フェイル参加者側の影響を軽減する観点から、受方参加者から申告によって当該受方参加者の銘柄別受方参加者順位を相対的に劣後化させるスキーム（以下「申告による銘柄別受方参加者順位劣後化スキーム」といいます。）を新たに導入することとします。

II. 概要

項 目	概 要	備 考
<p>1. 株式等の決済期間のT+2化に伴う対応</p> <p>(1) 証券決済未了の制限日（フェイル禁止日）の変更</p> <p>(2) 証券決済未了（フェイル）に係る遅延損害金の算出方法の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの金融商品取引所においても上場廃止となった銘柄について、上場廃止の日の前日から起算して3営業日目の日を証券決済未了の制限日（フェイル禁止日）とする。</li> <li>・ 証券決済未了（フェイル）に係る遅延損害金の算出方法について、現行の営業日ベースのカウント方法から、暦日ベースでのカウント方法に変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状は上場廃止の日の前日から起算して4営業日目の日がフェイル禁止日。</li> <li>・ 具体例については別紙1を参照。</li> <li>・ フェイル参加者が支払う遅延損害金の料率水準については、現行</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
(3) バイイン実行タイミングの前倒し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイインの実行タイミングについて、現行から1営業日前倒しし、バイイン請求日から起算して3日目の日にバイイン実行を行うものとする。</li> </ul>	<p>の水準(100円につき4銭)を踏襲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ T+2化に伴い、バイインに係る費用負担参加者が市場にて買戻しを行った場合の調達が1営業日前倒しされることに伴う変更。日程例については別紙2を参照。</li> </ul>
(4) 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価証券引渡票(Due Bill)に係る有価証券の貸借の決済は、原則として有価証券引渡票発行の日から起算して4日目の日までに行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行は有価証券引渡票発行の日から起算して5日目の日を返済期限としている。</li> </ul>
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他所要の見直しを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、権利確定日におけるフェイル発生時の清算参加者間の権利調整については、最終的には清算参加者間における個別協議事項として柔軟な対応を可能とするという従前の考え方を継続する一方で、個別事例に応じた特別の求めが無い場合において、フェイル参加者と被フェイル参加者が可能な限り従うべき権利処理方法を定める指針として「権利確定</li> </ul>

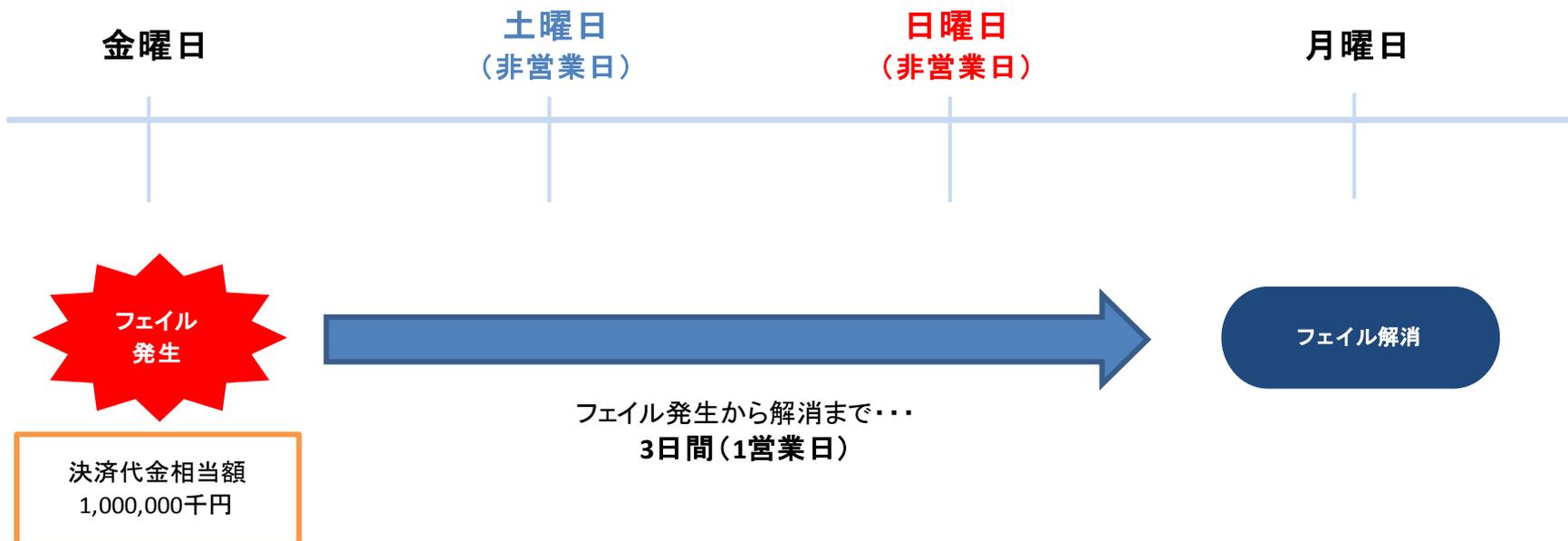
項 目	概 要	備 考
<p>2. 申告による銘柄別受方参加者順位劣後化スキームの導入</p> <p>(1) スキーム利用時の手続き</p> <p>(2) 申告方法</p> <p>(3) 遅延損害金の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、当社から受領予定の証券決済数量（バイインの請求済みの数量を除く）が存在する銘柄について、銘柄別受方参加者順位を劣後させても差し支えない数量を当社に申告することができるものとする。</li> <li>・ 当該申告を受けた場合、当社は申告された銘柄・数量分の銘柄別受方参加者順位を最下位に設定する。</li> <li>・ 申告による銘柄別受方参加者順位劣後化スキームの利用を行う参加者は、あらかじめ、当社の定める事項を記入した書面を当社に提出することによりスキーム利用開始の申出を当社に行い、当社の承認を得るものとする。</li> <li>・ 申告による銘柄別受方参加者順位劣後化スキームの利用参加者は、決済日の前営業日の当社が定める時刻までの間に、当該決済日において銘柄別受方参加者順位を劣後させても差し支えない銘柄及び数量を当社に申告する。</li> <li>・ 銘柄別受方参加者順位の劣後化申告が行われた受領予定の証券決済数量に対し、証券決済未了（フェイル）が割り当てられた場合、当社は、当該証券決済未了（フェ</li> </ul>	<p>日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」（別添）を策定し、本制度改正の施行日から併せて適用する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同スキームの概要については、別紙3を参照。</li> <li>・ 複数の清算参加者から、同一の決済日・銘柄の申告が行われた場合には、当該申告分の受領順位は抽選により定める。</li> <li>・ 当該書面において、同スキームの利用対象（自己分・委託分の別等）や利用可能残高の把握・管理方法等の記載を求めることを想定。</li> <li>・ フェイル参加者に適用される遅延損害金については、被フェイル</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
	<p>イル)に係る受方参加者に対して、フェイル金額(その日のDVP清算値段に当該証券決済未了数量を乗じた額)100円につき3銭の遅延損害金(通常の遅延損害金4銭に替えて3銭)を支払う。</p>	<p>分の数量が申告による銘柄別受方参加者順位劣後化スキームの利用分であるか否かにかかわらず、既存の料率(100円につき4銭)を適用する。</p>

### III. 実施時期

・実施時期は、2019年4月又は5月の連休明けを目途とし、当社、取引所、清算参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上



○決済代金相当額が1,000,000千円であったと仮定

- 現行制度では、営業日ベースで遅延損害金をカウントする。上記例ではフェイル解消まで1営業日であることから、決済代金相当額1,000,000千円にかかる遅延損害金は400千円となる。

$$1,000,000\text{千円} \times 4\text{銭} \div 100\text{円} \times \underline{1\text{日}} = 400\text{千円}$$

- 新制度では、暦日ベースで遅延損害金をカウントする。上記例ではフェイル解消まで3日間であることから、決済代金相当額1,000,000千円にかかる遅延損害金は1,200千円となる。

$$1,000,000\text{千円} \times 4\text{銭} \div 100\text{円} \times \underline{3\text{日}} = 1,200\text{千円}$$

現行 (T+3 決済)	
日付	内容
X日	フェイル発生
X+1日 (請求日)	バイイン請求
	費用負担対象者(暫定)の割当 (14:30~)
X+2日	
X+3日	
X+4日 (請求日+3)	バイイン実行
X+5日	バイイン実行に係る決済

T+2化後	
日付	内容
X日	フェイル発生
X+1日 (請求日)	バイイン請求
	費用負担対象者(暫定)の割当 (14:30~)
X+2日	
X+3日 (請求日+2)	バイイン実行
X+4日	バイイン実行に係る決済

- 銘柄毎にJSCCが参加者毎の受株の受領順位を設定している「銘柄別受方参加者順位」について、以下のとおり**最劣後順位を新設したうえで、清算参加者から受領順位を最劣後させることが許容可能な銘柄及び株数を自主的に申告することを想定**。
- フェイル銘柄の割当ては、**銘柄別受方参加者順位が最下位の受方参加者から順番に行われる**ため、結果として当該申告があった銘柄については申告参加者に優先的にフェイルが割り当てられることとなる。

## ○銘柄別受方参加者順位

1次優先 基本属性	2次優先 バイイン請求日	3次優先 被フェイル日	銘柄別受方 参加者順位	備考
最優先グループ ・バイイン請求に係る数量	バイイン請求日 <先組>	被フェイル日 <先組>	1位	同一日の場合は抽選結果により順位付け
		被フェイル日	2位	同上
	バイイン請求日 <後組>	被フェイル日 <先組>	3位	同上
		被フェイル日	4位	同上
優先グループ ・被フェイル参加者		被フェイル日 <先組>	5位	同上
		被フェイル日	6位	同上
劣後グループ ・上記以外の参加者			7位	抽選結果により順位付け
<b>最劣後グループ<sup>○</sup>（新設）</b> <b>・劣後申告があった参加者</b>			<b>8位</b>	<b>清算参加者から銘柄・数量の申告を想定</b>

JSCC 受株の順番

フェイル割当ての順番

## 権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針（案）

株式会社日本証券クリアリング機構

## 1. 本指針について

本指針は、権利確定日<sup>1</sup>に株式等の証券決済未了（フェイル）が発生した場合において、当該証券決済未了に係る渡方現物清算参加者（以下「フェイル参加者」という。）が証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則第5条に基づき、当該証券決済未了に係る受方清算参加者（以下「被フェイル参加者」という。）のために権利調整処理を行うにあたって対応の指針とすべき考え方について定める<sup>2</sup>。

なお、権利調整については、同規則に定めるとおり、最終的には清算参加者間における個別協議事項であるため、フェイル参加者は、被フェイル参加者の求めに応じた柔軟な対応を行うことが期待されるが、被フェイル参加者側から個別事例に応じた特別の求めが無い場合においては、フェイル参加者は可能な限り本指針に基づいて権利処理を行うことが求められる。

---

<sup>1</sup> 本指針文書においては、業務方法書第64条第3項第1号から第3号に掲げる日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。）を「権利確定日」という。

<sup>2</sup> なお、本指針においては、証券決済未了の制限（フェイル禁止）の事由とされている事象（株式の併合や、合併、株式交換、株式移転、全部取得及び株式等の売渡請求による取得等において上場廃止となる事象）は対象としていない。

## 2. フェイル参加者が権利確定日のフェイルにあたり従うべき原則等

フェイル参加者は、権利確定日においてフェイルを発生させた場合には、当該フェイルの発生後速やかに以下に定める順により対処を行い、被フェイル参加者が追加の事務負担や経済的損失等といった不利益を可能な限り負うことなく本来保持している権利を取得・行使できるよう努める。

- (1) フェイル発生日において、フェイル参加者は株式等振替制度における一般振替を利用し、被フェイル参加者にフェイル対象証券の引渡しを行うことによって、被フェイル参加者又はその顧客が株式等振替制度<sup>3</sup>において直接的に権利を取得できるよう努める。
- (2) (1)の対応が不可の場合、フェイル参加者はフェイル発生日において、被フェイル参加者と調整のうえ株式等振替制度における追加振替を利用し、被フェイル参加者にフェイル対象証券の引渡しを行うことによって、被フェイル参加者又はその顧客が株式等振替制度において直接的に権利を取得できるよう努める。
- (3) (1)及び(2)の対応のいずれも不可の場合、フェイル参加者は、フェイル発生当日以降速やかに、本指針3. に掲げる方法に従い、被フェイル参加者との間で権利調整を行う。

---

<sup>3</sup> フェイル対象証券が外国株券等保管振替制度上の銘柄である場合においても、本対応指針の記載に準じて対応を行うものとする。

### 3. 権利確定日のフェイルに係る権利調整をフェイル参加者と被フェイル参加者が事後的に処理する場合の指針

前2.(1)(2)に掲げる株式等振替制度における直接的な権利取得のための対応が不可であり、フェイル参加者が被フェイル参加者との間で権利確定日のフェイルに係る権利調整を事後的に処理する場合、フェイル参加者は、以下に掲げるコーポレート・アクションごとの方法により権利処理を行うことが求められる。また、これらの方法により処理するための手続き等のために要する金銭等については、原則としてフェイル参加者の負担とすることが求められる。

ただし、被フェイル参加者が合意した場合においてはこの限りではない。

#### (1) 配当金（剰余金配当）・分配金

フェイル参加者は、発行会社の配当金<sup>4</sup>支払開始日以降、被フェイル参加者が得られた配当金を遺失しないと考えられる程度の額（「フェイル株式数×配当金単価」を上限とする。）を被フェイル参加者の指定する口座等に対して遅滞なく支払う。

#### (2) 株主優待

フェイル参加者は、被フェイル参加者が株主優待の授受等を希望する場合には、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が得られたであろう株主優待物の種類及び個数を被フェイル参加者に確認のうえ、以下のいずれかの方法により遅滞なく株主優待物又は株主優待物相当額の金銭の授受を行うよう努めることとする。

①フェイル参加者は、他株主や市場又はその他の方法にて当該株主優待物を代替的に調達することにより、同一の現品を被フェイル参加者の指定する方法・場所等において受渡を行う。

②前①が困難な場合において、フェイル参加者と被フェイル参加者の合意に基づき、被フェイル参加者が当該株主優待物を自主的に代替調

---

<sup>4</sup> 投資信託受益証券や投資証券等の分配金を含む。

達する場合には、フェイル参加者は被フェイル参加者が当該代替調達及び顧客への引渡しに要した実費相当額を被フェイル参加者の指定する口座等に対して支払う。

③株主優待物の総数に制限がある場合、記念品又は株主限定品であり市場等での調達が困難な場合等で同一の現品の調達が困難な場合、フェイル参加者は被フェイル参加者の合意に基づき、当該株主優待物の代替に相当する金品等により権利処理する。

### (3) 株式分割<sup>5</sup>

フェイル参加者は、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該株式分割によって新規に割り当てられたであろう株式数（フェイル株式数に本来割り当てられるものとして算出される株式数とし、1株未満の株式数を切り捨てる。）について、当該株式分割の効力発生日以降速やかに、株式等振替制度における一般振替により被フェイル参加者に証券を引き渡す。

算出において切り捨てられた1株未満の数量について、本来であれば端数株式の処分代金の配分によって発行会社より金銭交付が発生していた場合には、フェイル参加者は、被フェイル参加者に対し、フェイルが発生しなかった場合に発生したであろう金銭交付の金額を確認のうえ、当該金銭の額の全額を被フェイル参加者の指定する口座等に対して支払う。

### (4) 株式無償割当

フェイル参加者は、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該無償割当によって新規に割り当てられたであろう株式数（フェイル株式数に本来割り当てられるものとして算出される株式数とし、1株未満の株式数を切り捨てる）について、当該無償割当の効力発生日以降速やかに、株式等振替制度における一般振替により被フェイル参加者に証券を引き渡す。

算出において切り捨てられた1株未満の数量について、本来であれば端数株式の処分代金の配分によって発行会社より金銭交付が発生していた場合には、フェイル参加者は、被フェイル参加者に対し、フェイルが発生しなかった場合に発生したであろう金銭交付の金額を確認

---

<sup>5</sup> 投資信託受益証券の受益権分割、投資証券の投資口分割を含む。

のうえ、当該金銭の額の全額を被フェイル参加者の指定する口座等に対して支払う。

#### (5) 新株予約権の無償割当て<sup>6</sup>

フェイル参加者は、被フェイル参加者の求めに応じて、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該新株予約権無償割当てによって割り当てられたであろう新株予約権を、当該新株予約権の発行（割当）後速やかに、株式等振替制度における一般振替により被フェイル参加者に引き渡す<sup>7</sup>か、あるいは、被フェイル参加者の求めに応じ、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が新株予約権無償割当てによって割り当てられたであろう新株予約権の一部又は全部を行使した場合と同条件で株式と資金（払込資本相当額）の交換の機会を被フェイル参加者に対し提供する。

#### (6) 株主割当増資<sup>8</sup>

フェイル参加者は、被フェイル参加者が株主割当増資への応募の意思を当該株主割当増資の払込期日までに表明した場合には、被フェイル参加者の求めに応じて、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該株主割当増資によって得られたであろう株式の申込枠の一部又は全部について申込みが行われたと想定した場合と同条件で株式と資金（払込資本相当額）の交換の機会を被フェイル参加者に対し提供する。

#### (7) その他の権利

(1) から (6) のいずれにも該当しない権利については、フェイル参加者は、被フェイル参加者と協議・調整のうえ処理を行うものと

---

<sup>6</sup> 新投資口予約権の無償割当を含む。

<sup>7</sup> 新株予約権が株式会社証券保管振替機構の取扱対象となる新株予約権無償割当の場合。

<sup>8</sup> 投資証券における投資主への有償割当を含む。

する。

#### 4. その他

本指針の制定及び改廃は、日本証券クリアリング機構において設置されている上場商品運営委員会に諮問のうえ、日本証券クリアリング機構が行う。

以 上

# 株式等の決済期間の短縮化(T+2化)及び 現物清算システムのリプレースに係るシステム変更概要

2017年9月〇日

株式会社 日本証券クリアリング機構



# 目次

---

## 1. はじめに(本資料の位置づけ)

## 2. T+2化(現物システムリプレイス)後のシステム構成

2-1 . 端末のWEB化に伴う仕様変更の概要

2-2 . FTPサイトを介した帳票データの配信の開始

## 3. T+2化に伴う変更事項

3-1 . 各種帳票・データの配信時間の変更

3-2 . 新設画面

3-3 . その他留意事項

## 4. システム移行方針

4-1 . 移行日程と前提

4-2 . 各種帳票データの配信タイミング及び対象データについて

4-3 . その他の事項

## 5. 今後のスケジュール

## 1. はじめに(本資料の位置づけ)

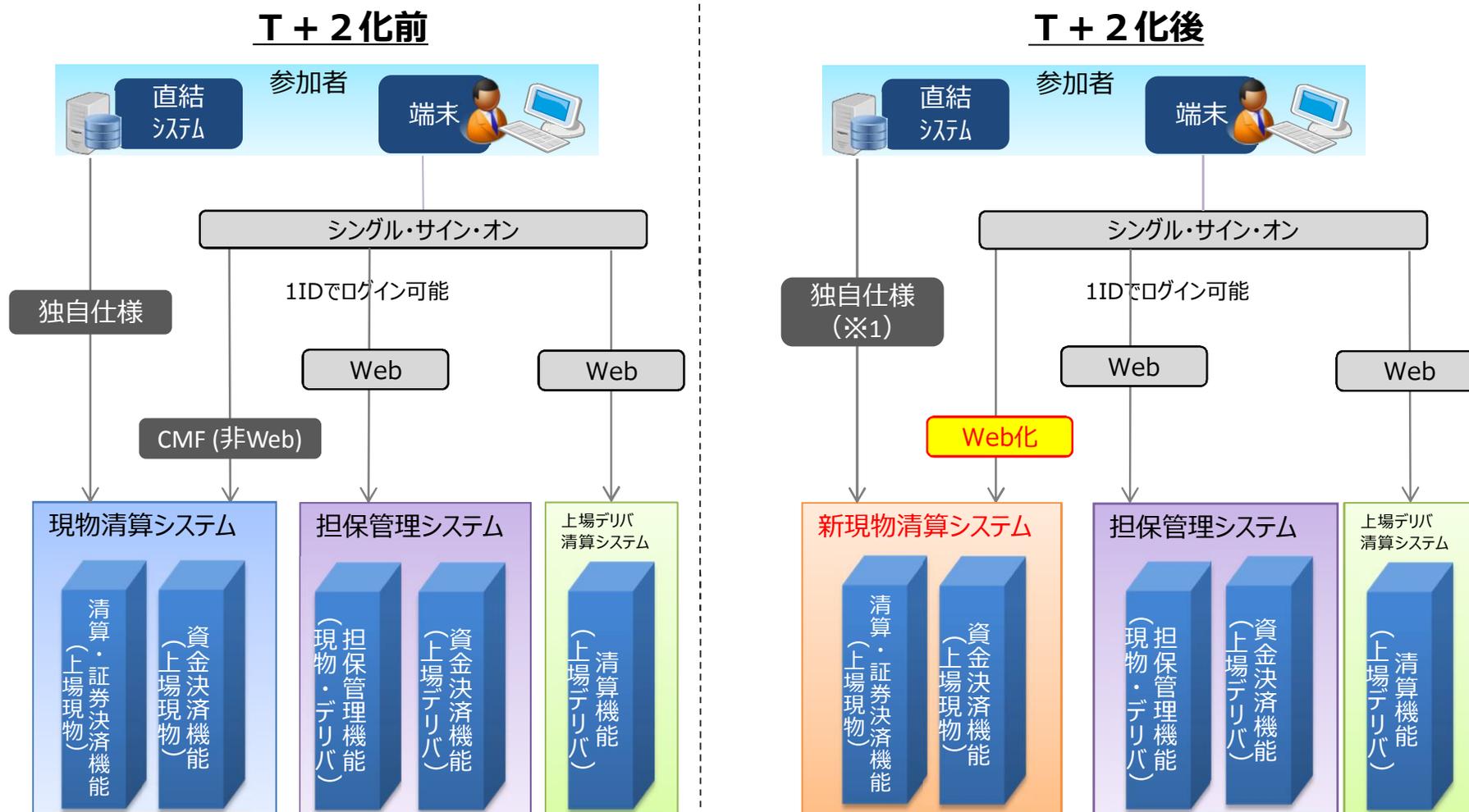
---

- 「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」が2016年6月に公表した最終報告書において、2019年4月又は5月の連休明けを実施目標時期と想定して株式等の決済期間のT+2化に向けた作業を行っていくこととされており、今後、当社としても制度面、運用面及びシステム面において所要の対応を図っていく予定です。
- 当社の清算システム面における対応に関しましては、株式等のT+2化後の決済サイクルに即した各種データの配信時刻の見直し等を行うことに加え、株式等のT+2実施時期に合わせて、利便性の一層の向上を企図した現物清算システムのリプレースを実施する予定であり、当該システムリプレースにおいては、端末のWEB画面化や、FTPサイトを介した帳票データの配信機能の新設を併せて実施することを予定しております。
- 本資料においては、これらシステム改編・機能変更の概要、今後のシステム開発スケジュール及びシステム移行方針について御説明します。

※ 資金決済銀行向けの各種画面・帳票（現行FSB端末における各種画面・帳票データ）に係るT+2化後の取扱いについては、後日、個別に御連絡いたします。

## 2. 株式等のT+2化(現物システムリプレイス)後のシステム構成

- リプレイス後の新現物清算システムは、上場デリバシステム・担保管理システムと同様に、WEB画面を介して御利用いただく方式とします。従前のCMF端末アプリケーションの提供は廃止しますので、アプリケーションのインストールやバージョンアップ作業は不要になります。



(※1) 直結システムで照会可能なデータは現行システムでの利用実績を鑑みて、限定させていただく予定です。詳細は2018年春を目途に公表する予定です。

## 2. 株式等のT+2化(現物システムリプレイス)後のシステム構成(続き)

### 2-1. 端末のWEB化に伴う仕様変更の概要

#### ① 画面上の言語表記について

- WEB化される新現物清算システム画面の言語表記は、原則として日英併記とすることを予定しております。

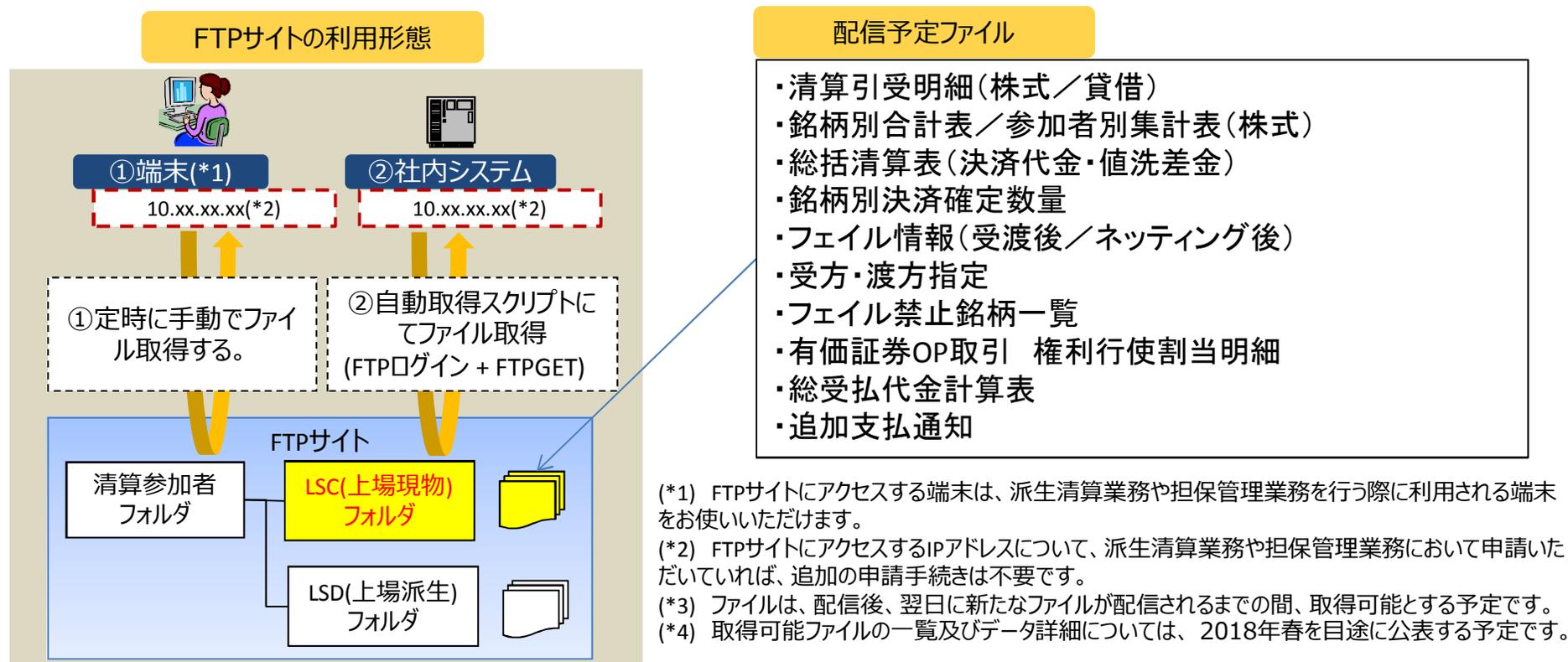
#### ② 画面を介した帳票データの取得方法の一部変更

- 日次ベースで定型的にデータを組成・出力する下記の帳票については、現行の方式（GUI画面データ表示及び表示後のボタン押下によるファイル取得）に替えて、ボタン押下のみによって直接帳票データ（CSVファイル）を取得する方式に変更いたします。  
(これに伴い、これら画面については日付指定による検索のみを可能とします。)
  - 銘柄別合計表（株式、債券、国債）
  - 参加者別集計表（株式、債券、国債）
  - 総括清算表（決済代金・値洗差金）
  - 銘柄決済予定数量照会
  - 銘柄決済確定数量照会
  - 受方・渡方指定照会
  - 配当金・権利等引渡通知照会（※新設、後掲）
  - 手数料関係画面
- 一方で、清算引受明細、フェイル・バイイン請求関係画面、国債先物取引決済物件申告状況及びユーザー管理関係画面については、現行どおりの画面表示方式を踏襲します。

## 2. 株式等のT+2化(現物システムリプレイス)後のシステム構成(続き)

### 2-2. FTPサイトを介した帳票データの配信の開始(新設)

- また、清算・決済業務のより一層のSTP化に資するべく、日々・定時点で取得することが想定される帳票データ(右下参照)については、既存の画面を介した取得及びシステム直結による取得に加え、**FTPサイトを介したファイル配信を開始することとします。**  
(なお、同機能の実装により、現行CMF端末における「一括ダウンロード」機能は廃止します。)



# 3. T+2化に伴う変更事項

## 3-1. 各種帳票・データの配信時間等の変更

➤ 決済サイクルのT+2化に伴い、現状、決済日前々日（S-2）及び決済日前日（S-1）に配信を行っている主な各種帳票データについては、下図にお示しするとおり、配信時間等を変更します。

現行（T+3決済）				T+2化後			
日付/時間		内容		日付/時間		内容	
T日	8:20~		債務引受データ	T日	8:20~		債務引受データ
S-2日	13:00		DVP決済未了情報		13:00		DVP決済未了情報
	14:00		貸借取引データ		13:30		貸借取引データ
	19:00頃	帳票	総括清算表（約定代金）	➔ 廃止	14:00頃	時限	（取引所）過誤訂正申請時限
		帳票	銘柄別決済予定数量			帳票	総受払代金計算表（予定額/速報）
		帳票	債務引受明細（貸借）		14:30頃	帳票	銘柄別決済予定数量 ※1 ※2 （フェイル分を含む・決済日前日の過誤訂正を含まない）
			債務引受データ（約定訂正）			帳票	債務引受明細（貸借）
帳票	受方・渡方指定情報（保振決済以外）		15:00頃	帳票	受方・渡方指定情報（保振決済以外）		
S-1日	13:00	時限	（取引所）過誤訂正申請時限		15:00過		債務引受データ（約定訂正）
	14:30	帳票	総受払代金計算表（予定額/速報）			清算値段の確定	
	15:00過		清算値段の確定		15:00過		清算値段の確定
	17:00	帳票	銘柄別決済確定数量		16:00	帳票	銘柄別決済確定数量 ※3 （決済日前日の過誤訂正を含む）
帳票		総括清算表（決済代金・値洗差金）		帳票		総括清算表（決済代金・値洗差金） （決済日前日の過誤訂正を含む）	
S日	13:00	時限	JSCC決済時限	S日	13:00	時限	JSCC決済時限

※1 「銘柄別決済予定数量」については、配信時刻の変更に伴い、フェイル・被フェイル関係の列が追加される予定です。

※2 「銘柄別決済予定数量」については、T+1に投入された過誤訂正情報は含まれません。

※3 「銘柄別決済確定数量」には、T+1に投入された過誤訂正情報が反映されます。



## 3. T+2化に伴う変更事項(続き)

### 3-2. 新設画面(続き)

#### ② 銘柄別受領順位の劣後申告用画面の新設

- ▶ T+2化に伴い、新たに導入する予定の「申告による銘柄別受方参加者順位劣後化スキーム」(※)用の画面として、「銘柄別受領順位劣後申告状況」画面を新設します。  
(※) 同スキームの概要については、9月28日公表の制度要綱「株式等の決済期間の短縮化(T+2化)に伴う制度改正について」を御参照下さい。
- ▶ 同スキームに基づく申告を行う参加者は、「銘柄別受領順位劣後申告状況」画面より、所定のCSVファイルをアップロードする形で日々申告を行っていただく予定です。(申告対象は、翌日の証券受領予定数量のうち、通常の決済予定数量及び被フェイルによる繰り延べ数量とし、バイイン請求済み数量については申告対象外とすることとします。)
- ▶ 当該CSVファイルのフォーマットについては、2018年春を目途に公表する予定です。

## 3. T+2化に伴う変更事項(続き)

### 3-3. その他の留意事項

#### ① フェイルに係る遅延損害金について

- フェイルに係る遅延損害金については、「稼働日の属する月に発生したフェイル分」より、暦日ベースでの遅延損害金算出(※)を行い、翌月の4営業日目に「株式等DVP遅延損害金明細照会」を介して配信を行う予定です。

(※) 暦日ベースでの遅延損害金算出に際しては、「休日・祝日分に係る遅延損害金を、当該休日・祝日の前営業日の清算値段を元に算出し、当該前営業日分の遅延損害金とする」こととします。

(例) 通常の日曜日にフェイルが発生、翌週月曜日にもフェイルが継続し、火曜日に解消するケースの場合には、

金曜日の清算値段ベースの遅延損害金×3 (金・土・日)  
+ 月曜日清算値段ベースの遅延損害金

という形で遅延損害金を算出します。

#### ② 国債先物取引に係る店内受渡申告方法の変更

- 国債先物の受渡決済に際し申告いただいている店内受渡申告用の画面「国債先物取引 店内受渡申告状況」については、現物システムに替え、Target-JSCCサイトを介した申告を行っていただく予定です。

## 3. T+2化に伴う変更事項(続き)

### 3-3. その他の留意事項(続き)

#### ③ TMIサービスを介したファイル配信について

- 現状、決済日前々日 (S-2) に配信を行っているファイルについては、決済日前日 (S-1) に配信を行う予定です。(詳細については、2018年春頃を目途に公表いたします。)
- なお、「銘柄別決済処理明細(予定)」に関しては、配信日をS-2からS-1に変更することに伴い、清算参加者単位のレコードにおいてはフェイル・被フェイル分も反映させた数量を盛り込むこととなります。(取引参加者単位のレコードには現行どおりフェイル・被フェイル分を含まない数量を収録します。)

#### ④ 銘柄別合計表・参加者別集計用の配信データの取扱い

- 現状、T日に配信を行っている銘柄別合計表・参加者別集計表に関しては、T+1日に訂正が発生した場合、同日の夕方に訂正データを反映した再配信を行っていましたが、T+2化後においては、T+1日に配信する銘柄別決済確定数量において訂正反映後のデータを配信致しますことから、T+1日における銘柄別合計表・参加者別集計表への訂正データの反映は取り止めることとします。

#### ⑤ 清算引受明細(株式)照会画面における管理区分項目について

- 清算引受明細(株式)照会画面における管理区分(※)項目については、一律スペースを設定することとします。
- (※) 同項目には、現状、自己・委託の別を示すフラグを設定し、取引所からの売買明細として配信を行っておりますが、システムリプレイスに伴い、売買明細としての配信は終了することとします。

### 3. T+2化に伴う変更事項(続き)

---

#### ⑥ 代金領収通知画面の廃止

- 「資金業務」カテゴリに属する「代金領収通知」画面については、「総受払代金計算表(確定額)」において同種の情報の配信を行っていることから、廃止することとします。

# 4. システム移行方針

## 4-1. 移行日程と前提

- T+ 2 化の実施は、2019年の4月または5月の連休明けを想定されていることから、新システムの稼働日を4月30日（火）もしくは5月7日（火）とする前提とします。
- 稼働日に債務引受を行うものからT+2の決済条件を適用する前提とします。
- 以上の前提に基づきますと、稼働日前後の約定日と決済日の関係は下記のとおりとなります。

	C-3日	C-2日	C-1日	稼働日 C日	C+1日	C+2日
通常取引	T			S		
		T			S	
			T	T		S
貸借取引	T	貸借取引 債務引受		S		
		T	貸借取引 債務引受		S	
			T	貸借取引 債務引受 (C-1,CBT)		S
				T		S

T…約定日 S…決済日 C…稼働日

【ポイント①】  
稼働日直前の営業日（C-1日）と稼働日当日（C日）の取引所取引・PTS取引の決済は、稼働日+ 2日（C+2日）にネットティングのうえ行うこととなります。  
（C+ 1日のフェイル・被フェイルによる繰延分も含まれます。）

【ポイント②】  
証券金融会社においては、稼働日直前の営業日（C-1日）及び稼働日（C日）の取引所約定分に係る貸借申込受付をそれぞれ各日に実施したうえで、それらの申込を合算する想定です。従って、当社が稼働日翌日（C+1日）に引受ける取引所約定分に係る貸借申込に関する債務は、稼働日直前の営業日（C-1日）及び稼働日（C日）の両日分となります。

# 4. システム移行方針(続き)

## 4-2. 各種帳票データの配信タイミング及び対象データについて

→ 現物清算システム (現行)      → 新現物清算システム(リブレース後)

		決済日・帳票データ配信日					
		C-3日	C-2日	C-1日	稼動日 C日	C+1日	C+2日
約定日	C-3日 約定分	・清算引受明細 ・銘柄別合計表	・清算引受明細 (貸借) ・総括清算表 (約定代金) ・銘柄別決済予定数量照会	・総括清算表 (決済代金・値洗差金) ・銘柄別決済確定数量照会 ・総受払金計算表 (予定額)	C-3日約定分の決済		
	C-2日 約定分		・清算引受明細 ・銘柄別合計表	・清算引受明細 (貸借) ・総括清算表 (約定代金) ・銘柄別決済予定数量照会	・総括清算表 (決済代金・値洗差金) ・ <b>銘柄別決済予定数量照会 (C-2日約定分)</b> ・銘柄別決済確定数量照会 (明細照会) ・総受払金計算表 (予定額)	C-2日約定分の決済	留意点③
	C-1日 約定分			・清算引受明細 ・銘柄別合計表	・清算引受明細 (貸借) → 配信無し。 ・総括清算表 (約定代金) → 廃止 (C-1日約定分は銘柄別決済予定数量に含まず。)	・清算引受明細 (貸借) (C-1日取引所約定対応分) ・銘柄別決済予定数量照会 ・総括清算表 (決済代金・値洗差金) ・銘柄別決済確定数量照会 ・総受払金計算表 (予定額)	C-1日及びC日約定分の決済
	C日 約定分			・清算引受明細 ・銘柄別合計表	・清算引受明細 (貸借) (C日取引所約定対応分) ・銘柄別決済予定数量照会 ・総括清算表 (決済代金・値洗差金) ・銘柄別決済確定数量照会 ・総受払金計算表 (予定額)		
	C+1日 約定分					・清算引受明細 ・銘柄別合計表	・清算引受明細 (貸借) ・銘柄別決済予定数量照会 ・総括清算表 (決済代金・値洗差金) ・銘柄別決済確定数量照会
	C+2日 約定分						・清算引受明細 ・銘柄別合計表

留意点①

留意点②

## 4. システム移行方針(続き)

### 4-2. 各種帳票データの配信タイミング及び対象データについて

#### 留意点① 稼働日に配信する「銘柄別決済予定数量照会」データの範囲について

- 稼働日(C日)に配信する「銘柄別決済予定数量照会」画面においては、稼働日前々日(C-2日)の約定(及びそれに係る貸借取引の債務引受分)を対象としたデータを配信します。  
(※稼働日前日(C-1日)の約定分は含まれません。)

#### 留意点② 稼働日翌々日の決済予定データの配信方法

- 稼働日翌日(C+1日)に配信する稼働日翌々日(C+2日)の決済予定データ(「銘柄別決済予定数量照会」、「総括清算表(決済代金・値洗差金)」、「銘柄別決済確定数量照会」、総受払代金計算表(予定額/速報)・(予定額)」)については、稼働日前日(C-1日)及び稼働日当日(C日)の約定分、並びに後掲③の貸借申込分を含めたデータを配信します。
- 稼働日翌々日(C+2日) これらをネットィングのうえ、決済を行っていただきます。

#### 留意点③ 稼働日前日及び稼働日当日の貸借申込分に係る清算引受明細データ配信タイミング

- 貸借取引にかかる清算引受明細については、稼働日当日(C日)の配信はなく、稼働日翌日(C+1日)に稼働日翌々日(C+2日)の決済予定分(C-1日とC日の取引所約定に対応する貸借申込分)がまとめて配信されることとなります。

## 4. システム移行方針(続き)

### 4-3. その他の事項

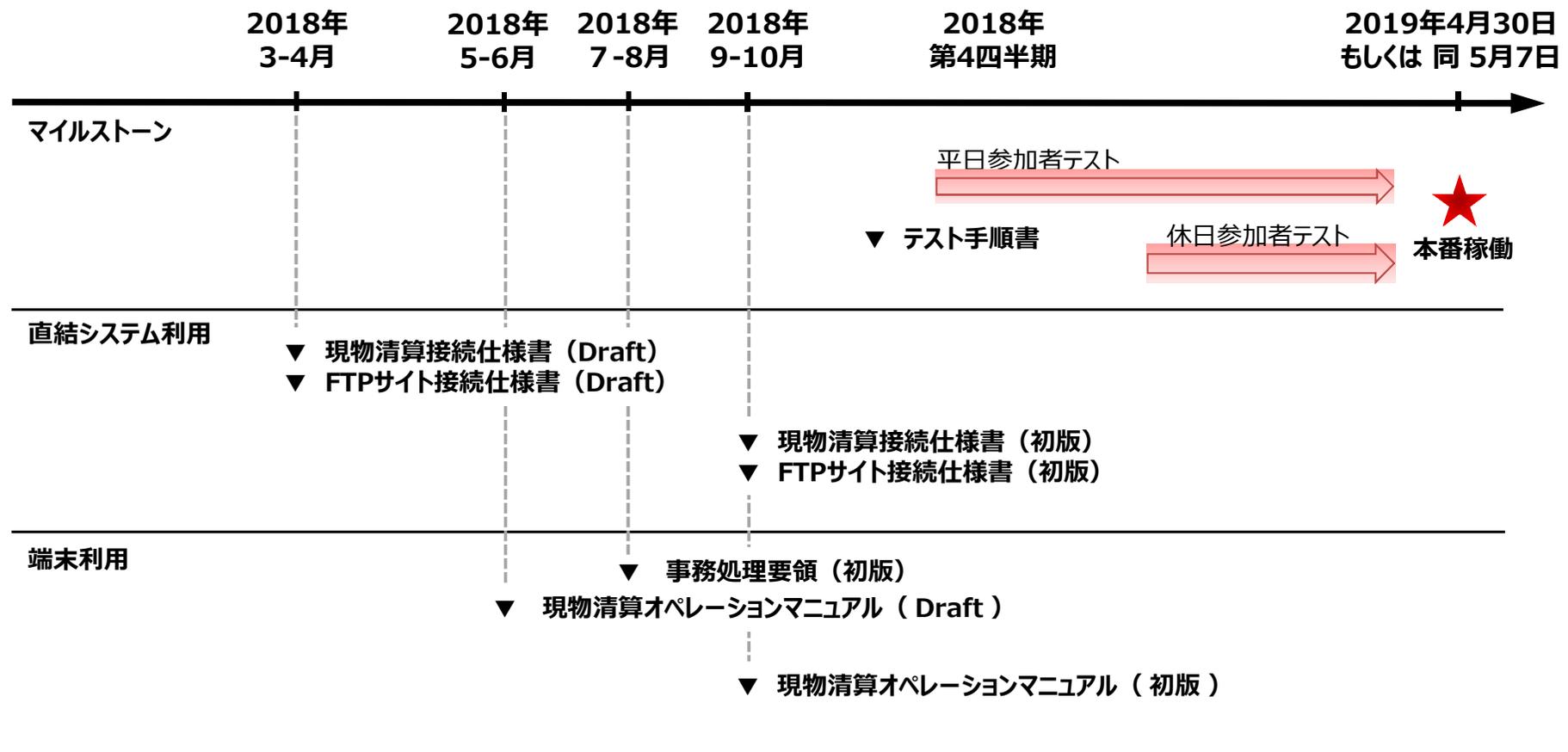
#### ① 稼働日を跨ぐバイイン請求の取扱い(TBC)

- 短縮後のバイイン実行スケジュールについては、バイイン請求日ベースでの移行とする予定です。
- 即ち、稼働日前にバイイン請求がされたものに関しては、バイイン実行までのタイミングを従来通りとし、稼働日以降にバイイン請求がされたものから短縮後のバイイン実行スケジュール（バイイン請求の日から起算して3日目の日にバイイン実行）を適用することとします。

C-3日	C-2日	C-1日	移行日 C日	C+1日	C+2日
バイイン 請求			バイイン 実行		
	バイイン 請求			バイイン 実行	
		バイイン 請求			バイイン 実行
			バイイン 請求		バイイン 実行

## 5. 今後のスケジュール

- ▶ 今後、下記日程のとおり、来年春頃に参加者接続仕様書等のドキュメントを公開のうえ、2018年第4四半期より参加者接続テストを開始し、2019年4-5月の稼働に向けた準備を行う予定です。  
(テストの実施形態や具体的な日程については、今後、関係者の皆様のニーズ等を踏まえて決定し、テスト手順書等については、2018年秋頃に公表する予定です。)



## (本件に関するお問合せ先)

---

(制度・業務全般に係る問合せ)

日本証券クリアリング機構 取引所取引清算グループ

Tel: 03-3665-1381

E-mail: [jsccl-t2@jsccl.co.jp](mailto:jsccl-t2@jsccl.co.jp)

(システム面に係る問合せ)

東京証券取引所 IT開発部 清算システム（現物清算システム）担当

Tel:050-3377-7735

E-mail: [clear-sys@jpx.co.jp](mailto:clear-sys@jpx.co.jp)

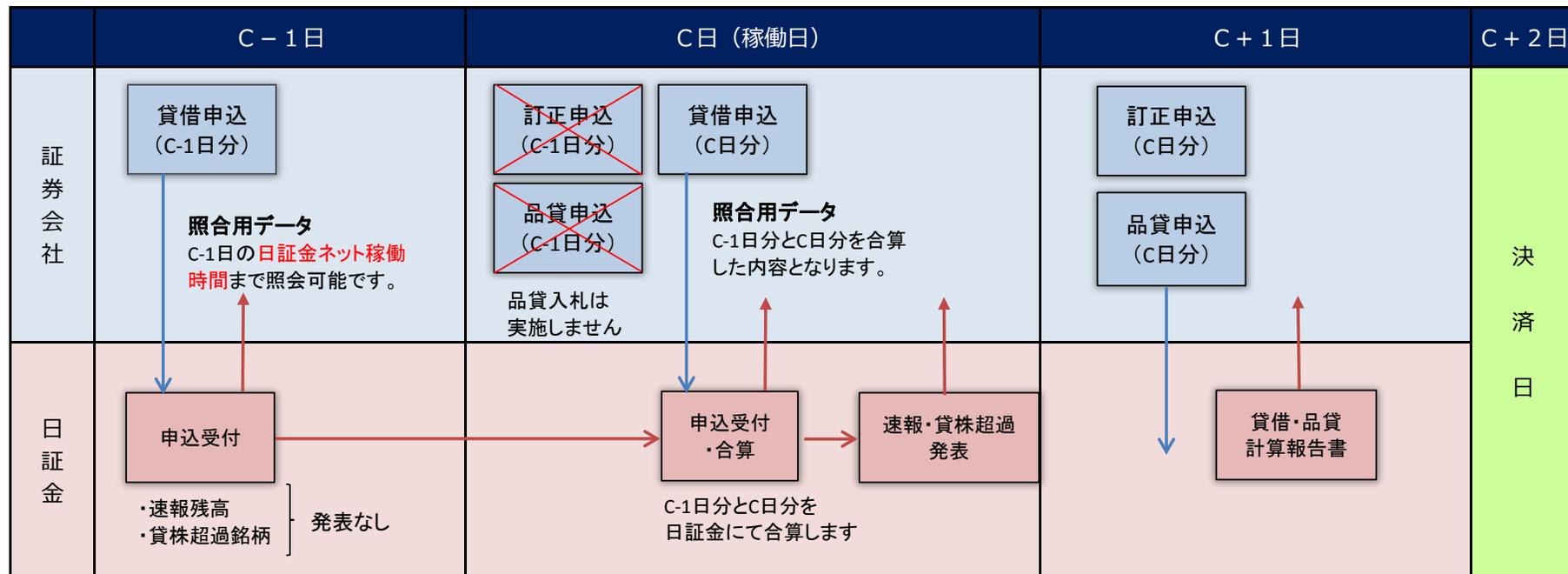
---

本資料に記載の見直し内容については、今後の検討状況に応じて  
変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

**T+2移行時の貸借取引における申込等について**

T+2移行時の貸借取引における申込等の取扱いは以下のとおりとします。

- 【ポイント】
- ・貸借申込につきまして、参加者様は、通常どおり稼働日直前の営業日（C-1日）と稼働日当日（C日）の各日に申込みいただくようお願いいたします。
  - ・C日夜間の速報残高および貸株超過銘柄の発表は、**C-1日分とC日分の貸借申込を合算した貸借取引残高（以下「合算残高」という。）に基づき**行います。（C-1日の夜間は発表しません。）
  - ・稼働日翌日（C+1日）の**品貸申込および貸借訂正申込は、合算残高に基づき**実施します。（C日は実施しません。）
  - ・稼働日翌日（C+1日）の貸借・品貸計算報告書は、合算残高に基づき作成されます。（C日は作成されません。）
  - ・稼働日翌々日（C+2日）に授受する**更新差金は、稼働日前々日（C-2日）とC日の貸借値段の差額で算出**し、C+1日の貸借・品貸計算書に掲載します。



【注意点】  
稼働日直前の営業日（C-1日）の貸借申込につきまして、すべての参加者の申込が終了次第、照合用のデータを提供する予定です。ただし、**稼働日当日（C日）以降はデータの取得ができなくなります**ので、残高照合等に利用される際には**必ず稼働日直前の営業日(C-1日)中にデータを取得する**ようお願いいたします。

(本件に関するお問い合わせ先)  
日本証券金融株式会社  
貸借取引部 貸借取引課  
Tel : 03-3666-3542

# 株式等の決済期間の短縮化(T+2化)に向けた 検討・対応状況等(2017年9月更新版)

---

2017年9月19日

## これまでの経緯

- 2015年7月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG」（WG）を設置し、海外主要市場における株式等の決済期間の短縮化の流れを踏まえて、我が国においてもT+2化を目指すため検討を開始。
  - WG下部に「ストリートサイドサブWG」及び「カスタマーサイドサブWG」、「カスタマーサイドサブWG」の下部に「貸株取引実務検討会」及び「フェイルに関する実務検討会」を設置して検討
- 2015年12月にWG中間報告書、2016年6月にWG最終報告書を公表
  - 報告書ではT+2化における課題への対応方針及びT+2化の実施目標時期等を示した。
- 最終報告書公表後、実務検討会等を中心に最終報告書において引き続き検討を行うとされた課題について検討を継続
- 現時点の各課題の検討・対応状況/今後の取扱方針及び周知方法は次頁以降のとおり  
(第6回WG(2017年3月開催)報告分からの更新分を赤字で記載)

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

最終報告書公表後の各課題に係る検討・対応状況/取扱方針及び周知方法は以下のとおり

課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針(※)	周知方法
<p>1 【Cuサブ・貸株】 事務処理効率化のためのほふりにおけるシステム対応 (最終報告書 7・8 ページ)</p>	<p>株券等貸借取引等に係る事務処理効率化に向け、ほふりにおけるシステム対応の要望事項について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利落ち銘柄に係る時価調整 (貸株DVPの決済金額計算/時価一覧の提供)</li> <li>・ ほふり時価(終値情報)の配信方法の追加</li> <li>・ 決済照合項目の見直し</li> <li>・ 決済照合システムの取消データの再利用可能化/検索項目の追加</li> <li>・ 新規取引と返済取引の紐付け</li> <li>・ 金額調整データのリアルタイム反映</li> <li>・ 金額調整処理の完了期限の延長</li> </ul>	<p>ほふりシステム対応要望の全9項目について、「貸株取引実務検討会」で検討し、その取扱いとして、7項目については要望を行わず、「コーポレートアクション発生時の権利落ち銘柄に係る時価調整」及び「全取引S-2時価での決済金額・担保金額計算へ統一する」案の2項目についても、T+2化時点での要望の対象外とすることとした。</p>	<p>特に実施しない。</p>
<p>2 【Cuサブ・貸株】 「株券等貸借取引に関するガイドライン」の策定 (最終報告書 5~8 ページ)</p>	<p>「株券等貸借取引に関するガイドライン」の策定について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸株T+1、T+0取引における具体的な約定時限</li> <li>・ 担保金、貸借料計算に係る「ほふり時価」への統一</li> <li>・ T+0取引での約定照合不一致の解消</li> <li>・ 返済時の優先順位の統一化</li> <li>・ コーポレート・アクション発生時の残高管理方法の統一化</li> <li>・ 貸株DVPIにおける正確、迅速な対応</li> <li>・ 貸株DVPの利用促進の方法 等</li> </ul>	<p>「貸株取引実務検討会」において、株券等の貸借取引における具体的な約定時限等、マーケット・ルールについて検討を行い、「株券等貸借取引に関するガイドライン」(案)を取りまとめた。</p>	<p>2017年9月末を目途に、「株券等貸借取引に関するガイドライン」を日証協より協会員通知する。なお、同ガイドラインについては、全銀協、信託協及び投信協へも周知を依頼する。</p>

(※)最終報告書記載の対応方針又は報告書公表後の検討・対応状況及び今後の取扱方針

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

	課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針(※)	周知方法
3	<p>【Cuサブ・貸株】</p> <p>「株券等貸借取引に関する基本契約書」等の見直し (最終報告書7ページ)</p>	<p>「株券等貸借取引に関する基本契約書」等の以下の規定について見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還請求の申込期限</li> <li>・ 追加担保金の差入れ請求期限等</li> </ul>	<p>「株券等貸借取引に関する基本契約書」等は、契約者当事者間の合意に基づきその内容が定められており、左記の見直しについても各当事者間で対応することとし、契約書参考様式等の見直しは実施しない。</p>	<p>特に実施しない</p>
4	<p>【Cuサブ・貸株/合同サブ】</p> <p>決済時限延長 (最終報告書19・20ページ)</p>	<p>① 全銀ネットの大口資金決済時限延長について検討</p> <p>② 決済日当日の事務処理対応を目的とした証券決済時限延長について検討</p>	<p>全銀ネットの大口資金決済の時限延長について、「貸株取引実務検討会」で具体的な要望内容を検討していくことを合意した。T+2化と切り離して、継続的に検討する。</p> <p>上記の全銀ネットの大口資金決済の時限延長と併せて「貸株取引実務検討会」で検討していくことを合意した。T+2化と切り離して、継続的に検討する。</p>	<p>未定</p>

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針 (※)	周知方法
<p>5 【Cuサブ・フェイル/Stサブ】 権利確定日にフェイルが発生した場合の実質的な株主権の救済策 (最終報告書23ページ)</p>	<p>① 株式担保貸株取引による新たな権利救済スキームの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「フェイルに関する実務検討会」で実務面でのフィージビリティについて検討中</li> <li>法令面・制度面の取扱いについて、関係当局に確認を行っている。</li> </ul>	<p>実務面のフィージビリティ及び法令・制度面の取扱いを確認できた後、「株式等におけるフェイルに関する留意事項」へ追記を行い、日証協より通知するとともに、ほふりは「業務処理要領」等を公表する。</p>
	<p>② 権利確定日以降に権利放棄者より株主の議決権を付与</p>	<p>未着手</p>	<p>未定</p>
	<p>③ 追加振替</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終報告書において、現在提供されている基準日フェイルが発生した場合の権利救済策である「追加振替」について、ほふりより可能な限り柔軟に対応する方針が示された。</li> <li>上記方針の下、「新たな権利救済スキーム」(項番5①)の検討状況も踏まえ、提出書類の見直しなど、手続の効率化を図れないか検討中。</li> </ul>	<p>左記の検討の結果を踏まえ、ほふりは「業務処理要領」等を公表する。</p>
	<p>④ 権利確定日フェイル処理に係る税制上の取扱い (最終報告書12ページ)</p>	<p>権利確定日にフェイルが発生した場合の権利処理等に係る税務上の取扱いに関し、国税庁へ照会を行うことについて、日証協の「証券税制に関するWG」へ検討を要請した。現在、日証協の「証券税制に関するWG」で検討中</p>	<p>未定</p>

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針 (※)	周知方法
<p>6 【Cuサブ・フェイル/ Stサブ】</p> <p>フェイルに関するガイドライン・ルール等の策定 (最終報告書9～13ページ)</p>	<p>① 「株式等の一般振替に関するガイドライン」の策定について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェイル回避のための方策</li> <li>・ フェイル発生時の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 権利確定日における買付の被フェイルへの対応方針</li> </ul> </li> <li>・ 海外投資家に対する啓蒙 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決済指図の早期化・正確性向上・照合不一致等となった場合の速やかな対応</li> <li>✓ 一部決済(パーシャル決済等)については、可能な限り相対にて柔軟に対応</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「フェイルに関する実務検討会」において、フェイルの影響やフェイル回避策等について検討を行い、「株式等におけるフェイルに関する留意事項」(案)を取りまとめた。</li> <li>・ 引き続き、残りの課題について「フェイルに関する実務検討会」において検討を行う。</li> </ul>	<p>2017年9月末を目途に、「株式等におけるフェイルに関する留意事項」を、日証協より協会員通知する。なお、同留意事項については、全銀協、信託協及び投信協へも周知を依頼する。</p> <p>海外への情報発信にあたっては、出来るだけ早い段階で共通の資料を英語で作成する。</p>
	<p>② 「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」の策定について検討</p>	<p>最終報告書において、「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」の策定に向け、その内容を詳細化し、下記の方向性を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅延損害金の料率水準は現行通り</li> <li>・ フェイルチャージの対象日数カウント方法は、暦日ベースに変更</li> <li>・ バイイン制度においては、実行日を1営業日前倒しし、請求日の2日後に変更</li> <li>・ 権利調整方法記載対象となるコーポレート・アクションに公開買付対象銘柄は含めない</li> <li>・ 「配当金・権利等引渡通知書」の交付についてシステム化を検討</li> </ul>	<p>2017年9月末を目途に、JSCCは「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」を公表する。</p> <p>JSCCは、2017年9月末を目途にシステム変更概要を参加者へ通知するとともに、2018年春頃を目途に「配当金・権利等引渡通知書」の画面仕様を公表する。</p>

# 各課題への検討・対応状況／取扱方針及び周知方法

	課題	検討内容	検討・対応状況／取扱方針（※）	周知方法
7	【Cuサブ・フェイル】 決済照合状況の定期更新 (最終報告書10ページ)	決済照合状況の事前モニタリングについて検討	<p>ほふりにおいて、非居住者取引における決済照合状況の公表を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 2017年3月分のデータを5月11日にTarget 保振サイトに掲載</li> <li>— 2017年6月分のデータを7月6日にTarget 保振サイトに掲載</li> </ul>	T+2化実施後、半年程度の期間まで、四半期ごとに更新・公表する。
8	【Stサブ】 転換社債／有価証券オプション権利行使時の決済日程 (最終報告書14・15ページ)	転換社債の決済日程（通常のケース／利払い日前日が決済日となるケース等）及び有価証券オプションの権利行使時の対象証券の決済日程について検討	<p>最終報告書において以下の方針が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 転換社債の決済日程は、一律1営業日短縮する。</li> <li>• 有価証券オプションの権利行使時の対象証券の決済日程を、一律1営業日短縮する。</li> </ul>	2017年9月末を目途に、東証及びJSCCは制度要綱を公表するとともに、システム変更概要を参加者へ通知する。
9	【Stサブ】 取引所外取引・証券会社間の取引等 (最終報告書13・14ページ)	私設取引システム(PTS)及びその他の取引所外取引における取扱いについて検討	<p>最終報告書において以下の方針等が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引所外取引については、自主規制規則によるルール化をせず、個別相対取引当事者間での対応とする。</li> <li>• JSCCが債務引受対象としているPTSについては、取引所のT+2化実施時期にあわせてT+2へ移行することについて打診し、各PTSから前向きな回答を得た。</li> </ul> <p>今後、市場インフラ機関で各PTSと情報共有し、PTS側での対応を依頼していく。</p>	未定
10	【Stサブ】 信用取引の委託保証金・追加保証金の取扱い (最終報告書16・17ページ)	委託保証金／追加保証金の差入期限短縮の取扱いについて検討	<p>最終報告書において委託保証金／追加保証金の差入期限について、現行では発生日から起算して3日目中までのところ、発生日から起算して3日目の正午に変更する方針が示された。</p>	2017年9月末を目途に、東証は制度要綱を公表する。

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針 (※)	周知方法
<p>11 【S tサブ】 取引所取引における業務フロー (最終報告書20・21ページ)</p>	<p>T+2化までの想定業務フローについて検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過誤訂正の申請時限</li> <li>決済数量・代金に係る帳票配信(銘柄別決済予定/確定数量、総受払代金計算表、債務引受明細、総括清算表等)</li> </ul>	<p>最終報告書において以下の方針が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過誤訂正の申請時限を、決済日前日の午後2時に延長</li> <li>決済数量・代金に係る帳票配信については、T+2化にあわせて内容及び配信時刻を最適化する方向で想定フローを作成</li> </ul>	<p>2017年9月末を目途に、東証及びJSCCは制度要綱を公表するとともに、システム変更概要を参加者へ通知する。</p>
<p>12 【S tサブ/ Cuサブ・貸株】 品貸申込に係る業務フロー等 (最終報告書17・18ページ)</p>	<p>証券金融会社の貸株超過銘柄の調達のT+1化への対応について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品貸入札への影響</li> <li>貸借データ確定時間の早期化</li> <li>貸株超過銘柄の調達期間短縮(振替スケジュールタイト化への対応、調達困難への対応)</li> </ul>	<p>最終報告書において以下の方針が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品貸入札スケジュールの前倒しを行わない</li> <li>事務処理フローの見直しにより、貸借データ確定時間を13:00に早める。</li> <li>貸株超過銘柄の調達期間短縮に関する対応については、日証金と関係者間での個別協議とする。</li> </ul>	<p>特に実施しない。</p>
	<p>貸株超過銘柄の翌朝訂正による貸株申込について検討</p>	<p>最終報告書において貸株超過銘柄の翌朝訂正による貸株申込を受け付けない方針が示された。</p>	<p>特に実施しない。</p>
	<p>一般貸株取引における株式振替の早期化について検討</p>	<p>原則、契約書どおりの取扱いとなるが、早期振替の要請があれば、担保差入に関する確認等一定の条件のもと振り替えができるよう、日証金の社内体制を整備した。</p>	<p>特に実施しない。</p>

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

	課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針 (※)	周知方法
13	<p>【Stサブ】 日銀出資証券の電子化 (最終報告書15・16ページ)</p>	<p>日銀出資証券の電子化の実現に向けた要望・検討</p>	<p>2017年2月、財務省及び金融庁に対して、日銀出資証券の電子化について要望書を提出した。</p>	<p>要望の状況については決定次第、アップデートする。</p>
14	<p>【合同サブ】 非上場有価証券の取扱い (最終報告書21・22ページ)</p>	<p>国内上場株式等のT+2化にあたって非上場有価証券の取扱いについて検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般債/国債のリテール取引</li> <li>・ 投資信託</li> <li>・ 外国証券</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般債/国債のリテール取引 最終報告書において、国内株式等のT+2化と同タイミングで移行する方向で、具体的な実施時期等について、必要な検討を行い、決定する方針が示された。2017年8月、日証協の「公社債の店頭取引等に関するWG」メンバーに対し、国債のリテール取引及び一般債取引のT+2化の実施を見据えた場合の課題や、T+2化実施に必要な準備期間(概算)についてアンケートを実施した。アンケート結果を踏まえ、今後、課題の整理等を行う。</li> <li>・ 投資信託 最終報告書において一律的な対応を図らない方針が示された。</li> <li>・ 外国証券 最終報告書において国内株T+2化実施時期と同時に決済期間を短縮する方針が示され、日証協において「外国証券の取引に関する規則」を改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般債/国債のリテール取引 未定</li> <li>・ 投資信託 特に実施しない。</li> <li>・ 外国証券 日証協より2016年12月9日付で「外国証券の取引に関する規則」を公表済み。</li> </ul>

# 各課題への検討・対応状況/取扱方針及び周知方法

	課題	検討内容	検討・対応状況/取扱方針(※)	周知方法
15	<p>ネットィングの範囲の拡大 (最終報告書22ページ)</p>	<p>JSCC清算制度外となっている取引のうち、決済当事者が合意した取引をJSCCの清算対象とし、JSCCが清算する既存の取引所取引等の決済とのネットィングを可能とする仕組みの構築について検討</p>	<p>左記について要望が出され、最終報告書にその旨が記載された。T+2化と切り離して、継続して検討を行う。</p>	<p>未定</p>
16	<p>&lt;新規案件&gt; 【Stサブ】 フェイルの優先的な割当を受けることを申し出る制度の新設</p>	<p>JSCC清算制度において、新たなフェイル影響軽減策として、受方参加者の申し出に基づく銘柄別受け方参加者順位の劣後設定機能の新設について検討(受方参加者が申告した決済予定銘柄・株数については受け方受領順位を最劣後設定することにより、その他の受け方参加者の受領順位を相対的に優先させる。)</p>	<p>フェイル軽減策の議論の過程において、日証金より左記のスキームの導入提案があり、JSCCにおいて試算を行った結果、ある程度のフェイル影響軽減効果が見込まれることが確認できたことから、今後、新たなフェイル影響軽減策として対応に盛り込むことを検討する。</p>	<p>2017年9月末を目途に、JSCCより制度要綱を公表、システム変更概要に関する参加者通知を行う。</p>
17	<p>【合同サブ】 T+2実施初日対応 (最終報告書24ページ)</p>	<p>T+2実施日における移行の取扱いに係る論点について検討</p>	<p>今後検討を行い、取扱いを決定する。</p>	<p>2017年9月末を目途に公表するシステム変更概要において、移行方針について公表する。</p>
18	<p>残高移管(証券会社間振替)の日程変更 (勉強会報告書)</p>	<p>T+2実施後の残高移管(証券会社間振替)の日程変更に係る論点について検討</p>	<p>保護預りの機関投資家より、売却発注先の証券会社への移管依頼等があった場合は、柔軟な対応を行う。</p>	<p>特に実施しない。</p>

## 今後の対応

- 「株券等貸借取引に関するガイドライン」及び「株式等のフェイルに関する留意事項」を2017年9月末を目途に日証協より協会員通知する。「株式等のフェイルに関する留意事項」については英訳版を作成し、海外等への情報発信を進める。
- 東証及びJSCCにおいてはT+2化に伴う制度要綱等を2017年9月末を目途に公表する。その後、2018年秋頃に接続仕様書(※)及びテスト手順書等を公表のうえ、同年第4四半期より参加者テストを開始する等、引き続き所要の整備を進める。  
(※)接続仕様書のドラフト版については2018年春頃に公表予定。
- その他継続検討項目については引き続きサブWG及び実務検討会等を中心に必要な検討を行う。
- 各インフラ機関での整備及び継続検討項目の検討の進捗等については、必要に応じて、WGに対して報告等を行う予定。